

平成28年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成28年12月12日）

| | |
|---------------------|-----|
| 議事日程（第2号） | 19 |
| 日程第1 一般質問 | 21 |
| 1. 松本健治 議員 | 21 |
| 2. 垣内秋弘 議員 | 36 |
| 3. 谷口 整 議員 | 43 |
| 4. 山内実貴子 議員 | 57 |
| 5. 藤本英樹 議員 | 65 |
| 6. 山本 精 議員 | 70 |
| 7. 今西久美子 議員 | 74 |
| 8. 馬場 哉 議員 | 85 |
| 9. 浅田晃弘 議員 | 92 |
| 10. 原田周一 議員 | 94 |
| 追加議事日程（第2号の追加1） | 100 |
| 日程第1 請願第2号の取り下げについて | 100 |

平成28年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年12月12日

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 松本健治 議員
2. 垣内秋弘 議員
3. 谷口 整 議員
4. 山内実貴子 議員
5. 藤本英樹 議員
6. 山本 精 議員
7. 今西久美子 議員
8. 馬場 哉 議員
9. 浅田晃弘 議員
10. 原田周一 議員

追加議事日程(第2号の追加1)

日程第1 請願第2号の取り下げについて

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 12番 | 田中 修 | 議員 |
| 副議長 | 1番 | 谷口重和 | 議員 |
| | 2番 | 松本健治 | 議員 |
| | 3番 | 垣内秋弘 | 議員 |
| | 4番 | 馬場 哉 | 議員 |
| | 5番 | 浅田晃弘 | 議員 |
| | 6番 | 原田周一 | 議員 |
| | 7番 | 山本 精 | 議員 |
| | 8番 | 藤本英樹 | 議員 |
| | 9番 | 山内実貴子 | 議員 |
| | 10番 | 今西久美子 | 議員 |
| | 11番 | 谷口 整 | 議員 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

| | | | | |
|-----------|---|-----|-----|---|
| 町 | 長 | 西谷 | 信夫 | 君 |
| 副町 | 長 | 田中 | 雅和 | 君 |
| 教育 | 長 | 増田 | 千秋 | 君 |
| 総務部 | 長 | 久野村 | 観光 | 君 |
| 健康福祉部 | 長 | 光嶋 | 隆 | 君 |
| 建設事業部 | 長 | 野田 | 泰生 | 君 |
| 教育部 | 長 | 黒川 | 剛 | 君 |
| 総務課 | 長 | 清水 | 清 | 君 |
| 企画財政課 | 長 | 奥谷 | 明 | 君 |
| 税住民課 | 長 | 長谷川 | みどり | 君 |
| 介護医療課 | 長 | 青山 | 公紀 | 君 |
| 健康児童課 | 長 | 立原 | 信子 | 君 |
| 建設環境課 | 長 | 垣内 | 清文 | 君 |
| プロジェクト推進課 | 長 | 山下 | 仁司 | 君 |
| 産業観光課 | 長 | 木原 | 浩一 | 君 |
| 上下水道課 | 長 | 下岡 | 浩喜 | 君 |
| 会計管理者兼会計課 | 長 | 馬場 | 浩 | 君 |
| 社会教育課 | 長 | 岩井 | 直子 | 君 |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | | | | |
|-----|---|----|----|---|
| 事務局 | 長 | 村山 | 和弘 | 君 |
| 庶務係 | 長 | 岡崎 | 貴子 | 君 |

開 会 午前10時02分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、今議会におきましては、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

2番、松本健治君の一般質問を許します。松本君。

○2番（松本健治） それでは、12月定例議会の一般質問のトップバッターとして質問をさせていただきたいと思ひます。

議席番号2番の松本健治でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

まず初めに、私の議会、そして議員活動で大事にしたいことは、とりもなおさず住民ファーストであります。西谷町政に対しても基本的なスタンスは、何事においても是々非々主義でまいりたいと思ひます。まずもって、このことを申し上げておきたいと思ひます。

4つの項目に分けて今回は質問させていただきたいと思ひます。

1つ目でございますが、西谷町長の公約の達成度（実現度）並びに4年間の自己評価についてでございます。

さて、この4年間ですが、私もこの間に区長や区長会長を担当させていただいたことでもございました。折に触れて西谷町長の仕事ぶりを拝見してきたつもりであります。常に宇治田原町住民の安心安全な生活並びに本町発展のために先頭に立ってご奮闘をいただいていることについては、そのご労苦に感謝と敬意を表する次第であります。

また、新名神高速道路計画が凍結解除になり、平成35年開通を目標に進捗しており、これに並行いたしまして、都市計画道路山手線の早期実現への取り組み、さらには新庁舎の建設決定など、それぞれの関連する施策の取り組みなど、将来の本町の大きな大きな飛躍につながる大型事業がめじろ押しである重要な時期に差しかかっております。間

もなく4年間の任期を迎えますが、当初の「好きやねん うじたわら」のスローガンのもと掲げられた公約に対する達成度、実現度はどのようなものか、いずれも重要な項目を掲げられています。主な次の3点につきましてお示しをいただきたいというふうに思います。

1つは、未来に希望と責任をとということ。それから暮らしに安心安全を、主に災害に対応するための施策でございます。3つ目は、行政に信頼と真心ということで、行政財政改革の内容やそれから職員のあり方などについて、かいつまんでお答えをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

暦の上では大雪も過ぎまして、寒さが日増しに感じられるようになってきておりますが、議員の皆様方におかれましては、本日、平成28年第4回町議会におきます一般質問ということで、公私とも何かとご多用のところご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。本日は、10名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確に、そして簡潔にご答弁申し上げたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの松本議員のご質問につきましてご答弁を申し上げます。

私は、平成25年2月に第16代宇治田原町長に就任させていただき、早いもので4年近く町政の重責を担わせていただいております。この間、今日まで無我夢中で取り組んでまいりましたが、大過なく進めてこられましたのも、議員各位をはじめ住民の皆様方の温かいご支援とご協力のたまものと、深く感謝申し上げます。

また、松本議員におかれましては、この間、区長会長として町政の推進に大きなご支援をいただいたことに、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

私は常々、百万一心という言葉を使いますが、これは、みんなが力を合わせれば何事もなし得るという意味であり、そのために私は、これまで地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合わせて、町内外からの方々から「好きやねん うじたわら」と言っていたけるまちづくりの推進に努めてまいったところでございます。

ご質問にあります、私が4年前にお約束をいたしました公約の達成度、実現度についてでございますが、掲げております3つのまちづくりの基本的な視点に基づき、これまでの取り組みの一端を述べさせていただきたいと存じます。

1点目の未来に希望と責任につきましては、活力と潤いに満ちた夢のあるまちを目指すため、大福集団茶園再造成など農林業の振興のほか、町内事業者の経営安定化とあわせ宇治田原ブランドの内外への発信促進に取り組むとともに、とりわけ道路交通網におきましては、私がまちづくりの1丁目1番地の施策と位置づけております都市計画道路宇治田原山手線の整備について、住民主体で立ち上げていただいた早期完成を求める住民会議の皆様とともに、官民一体となって「オールうじたわら」で整備促進に向けた取り組みを進めてまいりました。その結果、京都府において、平成27年度には道路予備設計費を、平成28年度には事業着手準備調査費を計上していただくに至ったところでございます。

また、幼年期から道德教育や今年度新たに開始したうじたわら学び塾をはじめとする学力、英語力の向上と充実に向けた事業と、未来を担う子どもたちの健全育成にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、高齢者の触れ合いと憩いの場である老人福祉センターやすらぎ荘への町内産材を活用した浴室整備、地域の皆様によるSOSネットワークでの高齢者の見守り体制づくりのほか、障がい者の方々が住みなれた地域で安心して生活するための施設整備への支援、そして子育て世代への支援といたしまして、第3子保育料の軽減や高校生通学費助成の拡充など、誰もが幸せを感じるまちを目指した取り組みを進めてまいったところでございます。

次に、第2点目のくらしに安心安全につきましては、就任直後の平成25年9月に襲った台風18号による甚大な被害への復旧に全力で取り組みましたとともに、地域の防災力向上に向け、本町の安心安全の重要な担い手であります消防団、そして災害時の自助、共助、また隣近所で助け合う近助という考えを実践されている自主防災会への活動への積極的な支援や、防災に強い森づくりに向けた取り組みのほか、防災時の防災拠点となります役場新庁舎につきましては、この間の新築移転の道筋をつけることができました。

最後に、3点目の行政に信頼と真心につきましては、本町の行財政改革の基本的な方向を定めた第5次行財政改革大綱に基づき、住民らから信頼される役場、住民と真心で対話する職員としての意識改革を努めるとともに、本年4月より11年ぶりに部長制を導入し、各課間の組織横断的な連携体制の構築を図ってまいったところでございます。

以上のように、これまで各種施策の推進に全力を傾注してまいったところですが、結果として、着実に取り組みを進めたもの、取り組みが道半ばであるもの、また、宇治田原町の未来のためにこれから取り組んでいかなければならないものなど、達成度、実現

度はそれぞれあったのではないかと総括をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ありがとうございます。それぞれの項目ごとにお示しをいただいたわけでございます。私、申し上げたことも抽象的でございますので、西谷町長としてのご判断でございますので、個々についてのコメントは避けたいというふうに思います。

ただし、厳しく端的に申し上げるならば、1期目のこともあったのかもしれませんがけれども、総論的には目立った可とするものもなかった、しかし、大きな不可の部分もなかったというふうに思います。町長はもちろんのことでありますが、前期の議員の皆さん方のご努力も相まって、管理職の方々や一般職員の皆さんの仕事に対する考え方、姿勢、手法などについても指導されたということでございます。かなり努力をされ、多方面において確実にステップアップをされたように思います。今後は、この数年間の経験とご努力を住民のために引き続いて生かされるように期待をしたいというふうに思います。

続きまして、2回目の質問に入りたいと思いますが、次に、西谷町長には、この宇治田原町行政の指揮官、トップとして、ご自身がこの4年間の仕事に対してどのような自己評価をされているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えを申し上げます。

私自身の4年間の自己評価についてであります。先ほどご答弁申し上げたとおり、この間、私は公約に掲げた3つのまちづくりの基本的な視点に立った施策の実現に向け、常に全力を注いでまいったところでございます。その評価につきましては、住民の皆様のご判断を仰がなければならない部分も多々あろうかと存じますが、4年間の総括に当たり、私が公約に掲げた約50の事業の進捗を確認しましたところ、かなりの部分で着手、実施に至っていると認識をしておるところでございます。

しかしながら、先ほどご答弁と重複いたしますけれども、これまで着実に取り組みを進めてくることができた施策も多い反面、その取り組みにおくれが生じているものもあることも事実でございます。それぞれの達成度、実現度を正確に見定める中で継続性を持ち、さらなるまちづくりの推進に努めていくことが重要であると考えております。どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） お答えをいただきましたけれども、私はトップの資質で大切なものとして、1つは先見性、2つ目は統率力、3つは決断、実行の勇気とスピードということを持ち合わせているか、非常に重要なファクターだと思っております。評価はきっちりとした尺度もございませんので難しいところでございますが、失礼ながら、私は点数をつけるとすれば、この4年間の町長の町政に対する取り組みにつきまして60点台が当てはまるポイントじゃないかなというふうに思います。無難で及第点と言えそうかもしれませんが、住民は開かれた元気ある町政を期待して誕生した西谷町政でもございますので、辛口となりますが、それでは納得できるものではなく、かなりの不充足感を持っている方々が多くいらっしゃいます。

それはどういうことかということでございますが、いろいろな施策推進や人事面においても一番大きいポイントは、決断と実行の際のスピード感がやや乏しく、やや的外れしている部分もあったのではないかとこのように思うわけでございます。拙速もよくございませぬが、遅速過ぎるのもよいということではございませぬ。よいとは言えない。官と民とではファクターは違うものの、民間企業でいえばビジネスチャンスを逃してしまうということでございます。生き残れないということの意味していると思えます。

これからますます発展するであろう、また発展しなければならない宇治田原町のかじ取り役として、その使命は甚だ大きく、同様に大きな責任を伴っております。それぞれの取り組みも道半ばのお話もございましたけれども、この点を肝に銘じていただきたいと強く申し上げたいというふうに思います。

通告の1項目の質問は終わります。

続きまして、災害に強い山づくりとまちづくりについてでございます。

災害に強い山づくり、関連してまちづくりということでございますが、ここ数年来、東日本大震災をはじめとした地震災害、たびたび日本列島が見舞われております。先月の宇治田原町の総合防災訓練でも、有事に備えた取り組みを550名の参加者を得て大々的に実施されました。備えあれば憂いなし。予測できない地震災害だけに十分ではないものの、大変有意義であったのではないかと考えている次第でございます。一方、集中豪雨、ゲリラ豪雨ともいわれておりますが、これによる災害も平成24年には京都南部豪雨でお隣の宇治市志津川におきましてとうとい人命が奪われました。平成25年9月には、本町において豪雨による大規模な崩落事故がありました。大動脈の国道307号が寸断され、住民生活はもちろんのこと、工業団地の事業活動やその他、経済

活動も大変なことになったことは記憶に新しいところでございます。その後も宇治田原町でも危険な状態にさらされていることが続き、全国的にも各地でひどい豪雨の災害が頻発しているところでございます。

このようにしてみると、何をどのように対応すればよいのかわからなくなる昨今でございますけれども、可能性の高いところから少しでも効果の出ることからアクションを起こすしかないというふうに思っております。そこで、宇治田原町における山林の実態、そして土砂災害の危険度はいかなるものか、どのように行政として把握、認識されているのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 災害面から見た町内の山林の実態についてご答弁申し上げます。

平成24年、平成25年においては、100年に一度あるかとも言われた豪雨により、本町においても甚大な被害を受けました。そのような中、町内全体において防災意識の高まる中、平成26年度には区長会からのご提案により、関係機関において町内の溪流のある山林8カ所について現地の確認を実施し、溪流をせきとめ、土砂災害のもととなる放置木材について確認いたしました。危険木となる木については、施業による切り捨て間伐によるものよりも、手の入っていない放置林の倒木が多く散乱しており、溪流をせきとめ、土砂災害の要因の一つとなると認識いたしました。

今後におきましては、森林所有者並びに森林施業者、関係機関と連携を行い、山の手入れに関する啓発や指導をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） それでは、今、ご答弁頂戴しましたけれども、調査箇所8カ所とも土砂災害の危険性があると判断されていること、今後においては関係機関と連携を行い、山の手入れに関する啓発や指導をするということでございますが、災害の可能性のある箇所の対応でもあり、全国的に頻発しているだけに、少し感受性、対応が鈍いように思います。具体的な取り組みの実施や、その評価をどのようにされているのかお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご答弁申し上げます。

先ほどの調査箇所8カ所とご答弁申し上げます。調査対象として現地確認をさせて

いただいた山林につきましては、植林がされており、谷の深い溪流を確認させていただきました。山林の状態については、危険木の状態は大小さまざまな様子であり、今後、雨による山の土砂災害等を防止する方法としては、山林地権者、地域、京都府、関係機関により話し合いを行い、良好な山の管理について、山を災害から守る意味も含めまして治山事業を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年10月には区長会の研修会として、ある地区の山で松茸山の施業を通して災害を防止する山の管理についての現地研修を通じ、災害にも強い山づくりに向けた手入れや、本来持つ山の力を引き出す方法についての事例等を参考にさせていただくなど、今後、情報収集とともに地域に沿うよう、関係機関と協議検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） お答えいただいておりますけれども、昨今では地権者も、区役員そして生森の役員なども特別な関係がある箇所は別といたしまして、ふだん、ほとんど山には立ち入らないと。いずれも放置林になっているところが大半でございます。これらの放置林が、昨今の頻発する豪雨と重なって土石流などで、下流域などに大きな被害を引き起こしていることはご承知のとおりでございます。日ごろ、すばらしい自然と背中合わせの生活をしている宇治田原でございますが、一方では、土砂災害の危険との背中合わせという生活でもあるということ認識しなければなりません。多くの場所でそういった状態が散見されているところでございます。

したがって、ここ数年来、山や森林などについて、災害対策の観点や経済面で厳しくなっている山及び木材についての研修会や視察を、生森、そしてまた区長会などでたびたび実施されてきました。難しい課題となりますけれども、このまま放置しておく、さらに環境面においても深刻な事態になるというふうに思われます。

そこで、一昨年からの取り組みで、ことし1月に災害に強い山づくりの一つのテスト事例として、ある地域の倒木や流木の除去作業を地権者、そして生森役員、区役員、ボランティアを含め二十数名の方が出合い仕事で行われたものでございます。数量的には明確でないものの、相当数の倒木や流木の除去がされたわけでございます。ことしも、かなり雨量の多い台風もございましたけれども、事なきを得ているところでございます。

そういった取り組みに対して、京都府、宇治田原町では、今日まで十分な評価や経過の確認、公表などもされずに至っております。次なる災害に備えての施策すら動きすら見えてこないのが実態でございます。まず、この点についてどのようなお考えなのかお

伺いをしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 議員ご指摘いただいております溪流の危険木の撤去につきましては、ことしの1月には、テスト事例として地区が中心となりまして山の地権者、区役員、生産森林組合、ボランティアや町職員も一緒に危険木の撤去作業を行いました。作業は、溪流に堆積している危険木を川底から順番に引き上げ、溪流の水量が増したときでも流されない位置まで撤去いたしました。その結果、作業前とは比べ物にならないほど危険木の整理ができ、終了いたしました。先日ではございますが、施業を行いました現地を再度確認いたしましたところ、若干の枯れ枝や落ち葉があるものの、作業をした効果があったものと確認できました。

今後においては、山林施業にだけ頼るのではなく、山へ足を運ぶことにより、山の状況が把握できるものと認識するところがございます。議員ご指摘のいろいろな取り組みについてですが、区長会と各生産森林組合が滋賀県高島市へ視察に行かれたとき同行させていただき、市の担当者より、今現在、木の駅を建設され、今後、ボランティア等が山林より間伐材や倒木を軽トラいっぱいにして木の駅に持ち込んだら幾らかのお金で買い取るというシステムづくりや、ほかにも持ち込まれた木材を地域で通用する通貨で支払い、その通貨を地域で使用することによって物流が起き、地域の活性化につながることを実施している地域もあると聞いております。本町でも活動されている、まきクラブの山林の倒木等を暖房用の燃料やそれを燃やすストーブの作成など、山での活動も重要な取り組みであると考えております。

今後、京都府と連携を図り、事業実施における効果の評価や、地区の取り組みや地域の取り組み等の実施支援や情報収集も行い、本町において取り組みを構築するよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） この件の2点目に入りますが、一つの事例として取り組んでいただいた経過もございまして、宇治田原の中で住居が下流域にある危険区域について、防災の観点から実施に当たっての問題点などを個々にリストアップして取り組みを模索するなど、具体的な取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

さきの取り組みは、地域などの一つの面のこういう取り組みでございますが、平成28年の予算においても、要適正管理森林等災害予防事業で所有者等が実施する災害予

防の事業に支援を行い、森林の適正管理を行うとされていますが、これは一つの点の取り組みでございます。これらの製造内容で実施され、具体的に災害に強い山づくりができるのかと思われますか。現実的には、点だけではなく面の取り組みが必要ではないかというふうに言わざるを得ないと思います。

山に関しては課題も多く、このまま放置しては課題解決には近づかないどころか、起こってはならない災害発生の可能性は非常に大きいと言えます。しかし、京都府も本町でも、人事異動や組織が変わるとそのままになってしまうことがございます。防災のように重要なテーマは、絶対にこういったことは避けていただきたい。ぜひ前向きな展開をお願いしたいと思いますが、その点、念押しになりますが、いかがでございましょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 議員ご指摘の要適正管理森林等災害予防事業は、森林の中でも傾斜がきつく、下方に人家や学校がある森林については、大雨などで荒廃した場合に放置すると二次災害により災害が拡大することが心配されます。このような下方に家があるなど森林を要適正管理森林として指定し、その所有者の方々には、日ごろこのような二次災害が発生しないよう森林を適正に管理していただくことを定められているのでございます。

災害に強い山づくりとは内容の違った事業であります。ご指摘のとおり点の取り組みであるとも考えております。また、災害に強い山づくりや要適正管理森林等災害予防事業につきましては、年度当初の町広報紙にも掲載いたしました。災害に強い山づくりについては反応がなかったのが現状でございます。今後におきましては、京都府担当者とも連携を図る中で、進められるところから進めてまいりたいと考えております。

また、関係機関の人事異動は必然に実施されますが、重要事項として確実な引き継ぎをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ありがとうございます。たびたび申し上げますが、この種の防災面の取り組みにつきましては、感受性を非常に豊かに持ってもらわないと後手後手を踏んでしまうということもございますので、役場だけじゃなくていろんな関係者等を含めての取り組みになりますが、ぜひ積極的な取り組みを進めていただきたい。そして、役場の中におきましても、産業観光課だけの問題じゃなくて、やはり危機管理の面もござい

ますので、災害の担当部局というのは、そういう意味では総務も含めて他の部門も含めて、そういうことについては対応を願いたいというふうに思います。

防災面では少し狙いどころは違いますが、宇治田原町でも先ほど出ておりますまきクラブの取り組みも、間伐材の活用や山に触れ合う機会を持てるなど、大切な活動の一つだと思います。全国の田舎では、本でベストセラーにもなりました里山資本主義の中や、ほかにも木の駅と称したシルバー世代の生きがづくりなど、山の整備、経済性をリンクした取り組みなど多くの成功事例が出ております。さらに木材を活用した新しい建材の開発、バイオマスイエネルギーの活用など、いろんな施策を展開しているところもございます。全て人材の発掘や育成、創意工夫と根気ある活動など、一朝一夕にできるものではありませんが、住民パワーの活用とともに、行政としてのうまいかわりも大切なポイントでございますので、本町も防災面、環境面、経済面、シルバー世代の活用など、山をまちづくりの一つとして一步踏み出す勇気を持っていただきたいというふうに思います。

以上のことを申し上げ、災害に強い山づくり、まちづくりに関する質問を終わりたいと思います。

次に、3点目の観光施策についてでございます。

ここ数年来、為替の関係や政府の刺激策もございまして、急激な観光ブームが続いております。やや形が変わってきておりますけれども、中国人を中心とした爆買い現象、観光地も京都の中心地だけでなく、伏見稲荷なども四、五年前から外国人があふれているようになっております。宇治市においても、平等院を中心に同様の現象があらわれてきています。以前、閑散としていた中宇治なども、まちが古さを残しつつ活気に満ちた状態に変わりつつございます。そういった感じが見てとれる感じがいたします。

本町におきましても、余り聞くことのなかった観光という言葉、昨年から見聞きし始めてきました。豊かな自然、お茶を基軸とした産業、温かい人間性、新名神の開通、山手線の取り組み、都会から遠くない距離、いろいろなポテンシャルがあるのが、私たちの宇治田原ではないかと思えます。「住んでよし、訪れてよし、宇治田原町」のフレーズで観光振興計画が策定され、私も先日、観光まちづくりのキックオフミーティング、参加をさせていただきました。若い皆さん方の熱い、まさに宇治田原町にも他にはない魅力で観光客を呼び込みたいとする情熱が感じました。まだまだこれからといった状況でもございます。示せる段階ではないのかもしれませんが、宇治田原町の持つポテンシャルと観光によるまちづくり、そういった可能性につきまして、現時点での考え

方をお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） それでは、観光面の施策につきましてご答弁申し上げます。

本年3月に策定いたしました宇治田原町観光振興計画につきましては、町内で活動されている団体等の皆様を中心に知恵を出し合い、住民参加のワークショップでも意見を出し合いながら、観光推進力づくり、また観光魅力の創出、観光の基盤整備、観光情報発信の4本柱で観光によるまちづくりを進めていくこととしたものでございます。

本計画の推進に当たりましては、まちづくり団体、観光関係者、作業関係者、行政など多様な団体が協働して取り組むために、観光まちづくり会議を立ち上げ、11月13日にはキックオフミーティングを開催し、具体策を練るための作業部会のリーダーに思いを語っていただき、先日開催いたしました部会におきましても、老若男女、町内外のさまざまな参加者が集まりまして、本町の魅力について多数の意見が出されたところでございます。

共通した意見といたしまして、日本緑茶発祥の地という唯一無二のブランド、茶産業や自然、歴史といった観光資源、茶文化に根差したおもてなしの心、そして新名神の開通等の外部環境など、多くの魅力があることを再認識できたと考えております。そして、何よりも本町最大の資源は、これだけたくさんの熱い思いを持つ人たちがいるということであり、さまざまな魅力を生かして観光振興を進めていく上で大変大きなポテンシャルであると考えております。

本町は、大型バスを次々と人が乗り入れ、見学し、買い物して去っていくようなタイプの観光地を目指すよりも、住民や関係者が来訪者を温かく迎え入れ、さまざまな体験をしていただくことにより、本町の魅力を一人一人が発信し、宇治田原ファンをふやすような方向へいかに向かっていけるかが鍵を握るものではないかと考えております。推進力となる人の輪を広げ、さらに若い人たちを掘り起こし、連携協力の機運を高めるとともに、新たな魅力の掘り起こしや観光基盤整備も進めながら、活気ある交流のまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいまの答弁でも、本町は、大型バスが次々と人が乗り入れて見学し買い物して去っていくようなタイプの観光地を目指すよりも、住民や関係者が来訪者を暖かく迎え入れる、さまざまな体験をしていただくことによって、本町の魅力を一

人一人が発信しファンをふやしていきたいと、こういうことでございました。先日もそういうミーティングの中で、そういうような話もございました。一つの考え方として、これから実践に向かえるように、ご努力をお願いしたいというふうに思います。

次に、議会の場で宇治田原町にとって重要なこととございますし必要なこととございますので、イメージを高めるための施策をご提案申し上げたいというふうに思います。

宇治田原の西の玄関口でございます通称立場線西ノ山地域からの宗圓茶園と宇治田原町の集落、そして背後には鷲峰山が望めると、こういう景観がそこにはございます。自然が豊かな宇治田原町の中でも最もすばらしい場所の一つではないかと、かねがね私は思っているところでございます。平成22年に茶農家の皆さん、郷之口生産森林組合の皆さん、共有山林組合の皆さん、もちろん国、京都府、町の当局の本当に多くの皆さん方のご努力のご協力のもとに完成をしたものでございます。関係の皆さんにも敬意を表したいというふうに思います。

しかしながら、この通称立場線の道路から見える現状は、せっかくのすばらしい景観でありながら、年中、雑草が生え茂り、住民の皆さんからもひんしゆくを買っているところでございます。来年、京都府で取り組みが予定をされております「お茶の京都」のイベント、イメージアップ戦略も、残念ながら泣いているのが実態でございます。

したがって、この玄関口、西ノ山の通称立場線に隣接した場所に、短期的には駐車場、休憩所、展望所も併設をして、物産の販売所、トイレの設置、中長期的には、宗圓翁の足跡も含めた緑茶、日本茶の資料館などを設置し、文字どおり宇治田原観光の玄関口として観光客が宇治田原を訪れる一番目の場所として強くアピールできればと思います。さらには、平成35年には新名神の宇治田原インターチェンジも近くに設置されることとなりますので、ただ単に通過するだけの宇治田原ではなく、楽しんでいただく場所づくりを考えられないものか、現状の問題点の認識と提案内容の可能性をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） それでは、ご答弁申し上げます。

西ノ山集団茶園「宗圓の郷」は、宇治市から太陽が丘を通過して本町へ入る玄関口としまして、また将来、新名神高速道路が開通した際には、インターチェンジから出入りする車により、さらに大きな流れができると予想されます。本町の観光ネットワークを考える上で非常に重要なこの位置に広大な茶園の景観が存在することは、日本緑茶発祥の地ブランドの発信において大きなポテンシャルであると考えております。

議員ご指摘の点につきましては、町といたしましても今後の整備が必要であると認識しているところであり、ここで一息をついていただき、すばらしい景観を楽しんでいただき、さらに町の歴史や文化などの情報を発信することで、町全体への人の流れをつくることのできるよう検討したいと考えております。今後、実現に向けましては、国、府に対しましても理解と協力を要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ありがとうございます。これから府なり国なりに検討をしていくということでございますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

この茶園造成時の許可条件から、当地は山林として位置づけられておるというふうに聞いております。全面積の20%以上の山林部分を確保するということになっておりますけれども、現時点においては、当時の条件に対して変更の代替案を示すなどをもって折衝はできないものか、強く要請をしたいというふうに思っております。

また、観光振興から見て、平成27年4月に日本遺産として景観が認定されている湯屋谷地域などの茶畑、永谷宗圓生家なども含めた展開になればと思いますし、お隣のくつわ池自然公園との連携した取り組みとなれば、さらに展開に厚みが出てくるというふうに思います。並行した対応を強く要請したいと思います。その点の可能性につきましてもお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 野田建設事業部長。

○建設事業部長（野田泰生） それでは、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、西ノ山集団茶園における整備を検討していく上では、当該施設のみではなく、町内ネットワークの一部としての役割をしっかりと考えていく必要があると認識しております。

日本緑茶発祥の地、宇治田原町を代表する拠点である永谷宗圓生家をはじめ、現在、整備方針を策定している末山及びくつわ池自然公園、そして禅定寺、猿丸神社など、町内にはさまざまな観光資源が点在しており、本町の観光拠点として位置づけ、それらをつなぐ観光ネットワークを構築する中で新たな人の流れをつくり、町全体としての魅力を発揮できるような展開をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 以上をもって観光振興の質問を終わりますが、早期に役場内、そし

て京都府、国と調整ができるように取り組みを強くお願い申し上げておきたいというふうに思います。

次に、東京オリンピック・パラリンピックについてでございます。

4年後の2020年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催となります。7月24日から8月9日まで17日間。パラリンピックは8月25日から9月6日の13日間。ことしの夏もブラジルのリオにおきましてのオリンピック・パラリンピックに、日本は地球の真裏でございますけれども、非常に大いに沸きました。水泳、体操、柔道、最後に陸上のリレーなど、金メダル12個を含みます41個のメダル獲得など、日本人選手の活躍、余計に盛り上がったものだと思います。スポーツの持つ意義の深さ、大きさや世界の国々、そして人々との平和交流など、その成果ははかり知れないものがあると思います。

2020年の東京大会の基本コンセプトは、全員が自己ベスト、多様性と調和、3点目は未来へ継承だそうでございます。世界の人々を日本人特有のおもてなしで心温かくお迎えしていこうとするものだというところでございます。地理的にも本町はかなり東京とは距離感があるのですが、開催国の一員として何か取り組みのお考えはあるのか、まずもって、本町としての現時点の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） ことし夏には、ブラジルでリオデジャネイロオリンピックが開催され、全世界が注目する中、日本人がオリンピックで41個、パラリンピックで24個のメダルを獲得する大活躍をされたところでございます。

現在、学校教育におきましては、京都府教育委員会とも連携を図りながら、世界レベルのアスリートとの交流を図るなどの取り組みを行っているところでございます。スポーツをキーワードとして教育的側面からの取り組みや外国人との交流による国際理解の促進を図る上では、この上ない機会であると考えているところでございます。本町単独でオリンピック参加選手との交流する機会を設けることは課題が多いかと思いますが、京都府とも連携して、どのような取り組みができるのか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） 東海道新幹線の開通、新名神高速道路の開通など、近代国家として高度経済成長を走り出した昭和39年、1964年の前回東京大会と違って、現在は成熟した経済社会の中で国際的にもこういうグローバルゼーションの時代でございます。

しかし一方、新しい問題も多く、いろいろな戦争や紛争の問題も起こっております。しかしこういったときこそオリンピックの意義もあろうかというふうに思います。オリンピック憲章のある項目に、オリンピックは、目的はいかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解し合うオリンピック精神に基づいて行われるスポーツを通して青少年を教育することにより、平和でよりよい世界をつくること、貢献することにあるとうたわれております。この精神をぜひ何らかの形で生かしてほしいと願っております。

そこで本町においても、さらなる町のスポーツ振興、もっと言えばアスリートの養成、2点目は外国との国際交流、3点目はオリンピックのパラリンピックの競技見学などが考えられます。

私も半世紀以上前に、この前回の東京五輪にはちょうど中学3年生のときでございます。修学旅行で私たちの年代が唯一この競技を見学したということでございました。当時、先生からも大変いろんな苦労談をお聞きしたわけではありますが、非常に印象深いことであったなというふうに思っております。当時の時代背景とは大きく違っておりますけれども、ぜひ、今回も何らかの形で宇治田原町の子どもたちの将来に、またその他の世代の方にも参加できるようなことを、ひとつ機会教育として対応することも大切なことではないかなというふうに思います。子どもたちが将来に生きる体験、活動を考え、実践してはというふうに思います。とりあえず、ご答弁いただきます。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 昭和39年に東京オリンピックが開催された際には、修学旅行でオリンピックの競技を見学されたとのことのお話。非常に思い出となり、先ほども答弁いたしましたとおり、世界のトップアスリートの躍動感あふれる動きに大きな感動を覚えられたとともに、国際理解の一助となったことと思います。

議員からもお話がございますように、時代背景も大きく変化し、日常生活の中で外国の方々をお見かけすることも珍しくなく、インターネットの普及によりまして情報をリアルタイムで入手できるようになるなど、子どもたちにとっても、外国を身近に感じられるようになってきたことと思います。

修学旅行での取り組みでございますが、開催時期や学校カリキュラムといった課題もありますので、具体的にどのような取り組みができるのか検討してまいりたいと思います。

京都府におきましては、現時点では、今年度限りではございますけれども、オリンピ

ック・パラリンピック教育推進事業としてスポーツの力を実感させるとともに、一人一人に豊かなスポーツ心を育み、2020年以降のスポーツ文化の広がりにつなげることを目的に取り組みされているところでございますが、次年度以降、関係機関と連携した取り組みができないか、引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 松本君。

○2番（松本健治） ただいま、次年度以降、関係機関と連携した取り組みができないか引き続き検討したいということでございます。4年後の東京オリンピックでもございますが、あと4年しかないということでもございます。したがって、時間的猶予も少ないことを申し上げ、早期にご検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上4点にわたりまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、松本健治君の一般質問を終わります。

次に、3番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○3番（垣内秋弘） 通告に従いまして、3番、垣内秋弘が質問いたします。

なお、先ほどの松本議員と一部重複するところがございますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず1件目は、平成29年度の予算編成についてお伺いいたします。

平成29年度は、第5次まちづくり総合計画を軌道に乗せ、地域創生総合戦略においては5カ年計画の中間年に当たり、成果が徐々に期待される年であります。あわせて、府が推進するお茶の京都構想及び宇治茶の郷づくり構想の推進、各種プロジェクトの推進、教育問題、あるいは子育て支援をはじめ数々の課題克服を図り、本町の将来に希望をつなげる重要な年になるわけでございますが、平成29年度の予算編成の基本的な考え方、そして重点施策について、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それではお答え申し上げます。

平成29年度の当初予算につきましては、11月15日に予算編成方針を各課に通知し、現在、編成作業を進めておりますが、昨年度に策定いたしました第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少の克服と地域創生の着実な推進を主眼として編成してまいりたいと考えております。

この予算編成の方針につきましては、第5次まちづくり総合計画における健やかに安

心して暮らせるまち、便利で快適に過ごせるまち、活気にあふれる交流のまち、子育てと学びを応援するまちの4つのまちづくりの目標及び住民・行政のパートナーシップの構築、効果的な行財政運営の2つの行政の基本姿勢に沿った効果的な取り組みを推進することとしており、特に両計画の戦略に掲げる事業については、予算の重点化を図ってまいりたいと考えております。

一方、国、府における広域的施策への連携・対応につきましては、国における人口減少、地方創生に関する取り組み、防災・減災対策の推進、社会保障と税の一体改革等の動向をはじめ、京都府における地域創生の取り組み、特に山城地域で進めることとされている「お茶の京都」構想推進といった本町に関連する施策については、積極的に協調し、広域的な連携を図っていくべきと考えております。

また、今後、宇治田原山手線整備や新庁舎建設など大型事業の進捗が見込まれる中、将来にわたって安定した行財政運営を図っていくためには、必要な事業に重点的に予算配分を行い、積極的に事業のスクラップ・アンド・ビルドによる効果的な施策の推進により、持続可能な行財政基盤の構築を進めてまいりたいと考えております。

これらの考え方を踏まえ、住民ニーズを的確に把握するとともに、住民生活に最も近い自治体としてどのように取り組むべきかを適切に判断し、各種施策に反映すべく、平成29年度の予算編成に取り組んでいるところでございますので、引き続き議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまは、町長より第5次総計及び創生総合戦略に基づき、4つのまちづくりの目標及び2つの行政基本姿勢に沿って効果的に予算の重点化を図っていききたいというようなご答弁をいただきました。

平成29年度は数あるプロジェクト事業を具現化していく、言いかえますと、将来へ投資する年であります。そんな中、町長が1丁目1番地に上げておられる宇治田原山手線、これは平成35年の完成を目指すということでございます。こういったものをはじめ、平成32年供用開始で計画されている新庁舎建設、そして町道南北線等々、本腰を入れて前へ進めていく必要がありますが、住民からは、平成35年に山手線が本当にできるのか、あるいは新庁舎については山の中へ移して不便になる、勾配がきつく現地に行くのが大変だ、山手線の計画を中心にしたまちづくりは将来を発展さす意味では理解はできるが、先の長い話であり住民のニーズとはかけ離れているといった住民の声も多

く聞きますが、町長の実行に向けた思いをお聞きするとともに、今後、住民に対して一層理解を深めていただくためにも、住民への展開及び説明会等、どのように開催されていくのか、計画とスケジュールをお示し願いたいと思いますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 宇治田原山手線や、また新庁舎の建設につきましては、本町におけるまちづくりの根幹をなす最も重要な事業として、第5次まちづくり総合計画にもしっかりと位置づけを行った上で取り組みを進めており、30年先、50年先に本町に住んでいただく方々の明るい未来に責任を持つための施策として確実に実施していかなければならないと考えておるところでございます。

このような中、垣内議員にも委員としてお世話になっております都市計画審議会において答申をいただきました都市計画マスタープランを11月に策定いたしましたことから、現在、本都市計画マスタープランに沿った形で道路ネットワークや用途地域の決定に向けた諸手続を進めており、来週19日には住民の方々に対する説明会を開催し、ご意見をいただきたいと考えておるところでございます。

また、新庁舎の位置につきましては、庁舎建設委員会や議会からの提言など、さまざまなご意見をお聞きする中で、平成32年の開庁を見据え、防災拠点となる安心・安全、住民の利便性、事業の可能性、経済性などを総合的に評価し、建設予定地を決定したところでございます。今後、新庁舎建設調査検討特別委員会のご意見も伺う中で、パブリックコメント等の実施を検討するなど、住民の方々のご意見も賜ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 将来を見据えた中でのまちづくりを、責任を持つための施策として確実に前進させていかなければならないと考えているというようなご答弁をいただきました。まさに、その第一歩を踏み出したとも言えますので、ぜひ軌道に乗せていただきたいと思います。

予算編成では、限られた予算を優先順位をつけながら、また費用対効果を検証して、ぜひ身のある予算になるよう進めていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

2件目は、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

西谷町長は、就任されて4年が経過しようとしています。1期目であり無我夢中の町政を担ってこられたというふう思うところですが、4年前に掲げられました公約、つまりは住民との間でのコミットされてきた内容について検証しておく必要があると思いますが、各項目における実施状況と成果についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それではお答え申し上げます。

公約の実施状況と成果につきましては、先ほど松本議員へのご答弁と重複する部分があることをお許し願いたいと存じますが、私が町長就任以来、百万一心の気持ちで地域の人たち同士のきずな、それを支える役場職員間のきずな、そして地域の人たちと役場職員とのきずな、この3つのきずなをしっかりと結び合せて、「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりの推進に努めてまいったところがございます。

私が掲げました3つの公約のうち、その主なものとして「未来に希望と責任」では、大福集団茶園再造成事業の着手、観光によるまちづくりを推進する観光振興計画の策定、子育て世代への支援として第3子保育料の軽減や子育て支援医療助成の拡充。そして「くらしに安心安全」では、災害に強いまちづくりのための地域防災計画や地域防災マップの改定、消防団の装備拡充や自主防災会活動への積極的な支援。そして「行政に信頼と真心」では、求められる職員像の実現に向けた人材育成基本方針の策定、人事評価制度の導入などを実施してまいりました。

また、私がまちづくりの1丁目1番地の施策として位置づけております都市計画道路宇治田原山手線については、住民会議の皆様とともに進めてまいりました。この間の粘り強い取り組みが実り、京都府においては、新規事業着手に向けた調査費を実施されるに至ったところであり、緑苑坂以北の用地買収も順次進めておるところでございます。

また、災害時の防災拠点となります役場庁舎の新築移転におきましては、その建設予定地を決定するとともに、昨年度の基本構想に続き、このたび基本計画の策定を迎えようとしておるところでございます。

以上のような各種施策の実施を総括いたしますと、私の公約に掲げさせていただきました50の事業につきまして、おおむね着手、実施に至っていると認識しておりますものの、取り組みは道半ばであるもの、また今後、宇治田原町の未来のためにこれからさらに取り組んでいかなければならないものがあることもしっかりと認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいまの答弁で、約50の事業についてはおおむね着手、実施に至っていると認識しているが、道半ばのもの、また本町の将来のためにさらに取り組まなければならないものがあるというようなお答えでございました。

マニフェストの中で町長は、町を元気にしていくためには住民をふやすことであり、魅力的な宇治田原にするためにはさまざまな取り組みを力強く実行しますと、このように言われているわけでございます。例えば若者が働きたくなる茶園再整備、そして茶農家の魅力づくりで新住民を受け入れて、若者が働きたくなる環境を整える。また、農業と観光を組み合わせ、農業や田舎暮らしを望む町外者と地元住民の交流の場を設け、I・Uターンを積極的に支援し、農荒廃地を解消しますと言われてきましたが、確かに言われている内容につきましては理想であります。現実的には、まだまだ道半ばの感じがいたします。

お隣の和東町を例にとってみますと、イベントを企画し、種々活発に活動を行い、外国人まで招致し、人口増へのきっかけ、町の発展につなげようと頑張っておられますが、なかなか伸び悩んでいるのが現状であります。

第5次総計でも注目されるのは人口問題であり、人口がふえれば町も活性化に結びつくのは事実であります。一旦ボタンを押し間違えますと、成果につながるどころか、逆に衰退し過疎化が進むこととなります。改めて伺いますが、宇治田原の人口の維持、増加していくための方策としてどのような点に力点を置くべきか、具体的に率直なご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 宇治田原町の人口を維持、増加していくための施策についてのご質問でございますが、人口減少対策は本町において非常に重要な課題と認識をしており、昨年度に第5次まちづくり総合計画と一体的に策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、「まちに若者を呼び込み、働く場を確保する」、「若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育む」、「地域で見守り、安心して暮らしやすいまちをつくる」を3つの基本目標として、それぞれに展開方針と具体的な施策の内容を定め、数値目標も掲げているところでございます。

地域創生、自治体間競争は依然として厳しい状況が続いてまいりますが、まずは策定した戦略の実現に向け、庁内の関係各課が密接な連携を図り、進捗状況や成果の評価を行う中で、施策の着実な実施に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りま

すようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 人口の増減は、そのまちが発展するか否かのバロメーターでもあるわけであります。私は大変厳しいと何回も言ってきましたが、25年先の1万人を目指して施策を練っていかなければなりません。1年ごとに評価し、またスパンで見直しを図りながら、新たな施策に着手し、ぜひ目標達成に向けて進めていただくようよろしくお願い申し上げます。

3件目は、お茶の京都について質問いたします。

京都府の一大イベントとして、平成27年は海の京都、平成28年は森の京都と題しているいろいろな行事を開催されております。さて、平成29年度は、お茶の京都と題して府南部地域を中心にお茶にまつわる行事が開催されると思いますが、本町もその部分では中心的役割を担っていかなければなりません。全般的にどのようなイベントを検討されているのかお伺いするとともに、本町の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） お茶の京都の実施計画と具体的な内容についてご答弁を申し上げる前に、「もうひとつの京都」づくりについてご説明を申し上げます。

「もうひとつの京都」は、地域の強みを生かしたテーマのもとに、さまざまな主体が結びついて総合力を発揮し、今までにない力を生み出すことにより、新たな魅力や価値の発見、交流人口の拡大、地域産業の振興、雇用の創出、そして定住人口の増加による持続可能な地域づくりを目指す取り組みであり、京都府北部地域は「海」、中部地域は「森」、南部地域は「お茶」をテーマとして事業が推進されているところでございます。

本町が位置づけられているお茶の京都は、日本緑茶の生産地として最も長い歴史を有し、栽培や生産技術の革新により抹茶、煎茶、玉露を生み出し、日本緑茶文化を支えてきた功績を有するとともに、現在も高品質の緑茶を生産し、すばらしい景観を形成する地域として、その価値や魅力を多くの人と共有することにより、茶文化や景観の維持、継承、茶文化情報の発信、茶産業の創造を図っていくこととしております。「お茶の京都博」は、まさにこのお茶の京都の取り組みを推進する皮切りとして、平成29年度をターゲットイヤーに据え、コンセプトを周知するためのオープニングイベントや、多くの人に茶文化に触れてもらう文化プログラムイベント、ビジネスを中心とした産業・国際交流プログラムイベント、各市町村を会場とするエリアイベントが企画されております。

すが、まだ大枠が示された段階であり、具体化は今後進められることとなります。

本町においては、唯一無二のブランドである日本緑茶発祥の地の価値や魅力をこれまで訪れたことのない幅広い層にまで発信できるよう、京都府や本町の活動実践者とともに、お茶の体験プログラムや空間を光、音、映像で彩るアート展示などの新しい魅力創出について、事業の具体化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 観光面から見ても、人が集まる、また人を呼び寄せることは、このような機会を通じまして、なお一層飛躍する大きなチャンスでもあるわけであります。スポット的な催しもよろしいですが、ぜひ将来につながる定着するような活動も必要であります。お茶をテーマにした催し、例えば全国的な茶香服とか、あるいは山城地域全体を捕らまえての催し、例えば12市町村あるとなれば各所をめぐるスタンプラリーとか、こういった奇抜なアイデアのもとに検討されてはというふうに思うわけでございますが、考え方、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） お茶の京都事業につきましては、平成29年度のお茶の京都博で終了するものではなく、持続可能な地域振興策として持続的に取り組まれることとされております。お茶の京都博につきましても、単発のイベントにとどまらず、これによって宇治田原の名前と日本緑茶発祥の地のブランドが広く認知され、宇治田原ファンの増加と来訪者の拡大につながるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

議員ご意見の茶香服大会につきましては、宇治田原のお茶を楽しく味わっていただけるプログラムとして、幅広い層の人たちに魅力を伝えられることから、京都府や本町の活動実践者とともに、さらに注目を集め、多くの人たちに参加いただけるよう、具体的な内容を練っているところでございます。

また、山城地域全体のイベントにつきましても、京都府や関係市町村とともに、地域が一体となるような取り組みを考えてまいります。いずれにしても来訪者が再び訪れたいくなるような将来の発展につながる事業にすべく、早期具体化を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） お客様を受け入れるということは、おもてなしの心とお茶に対して

のイメージアップを図らなければならないわけでございます。例えば観光案内所の設置、ここへ行けば全体が見通せる、つかめると、町内茶業者のスポット的なマップの作成とか、あるいはまた本町の玄関口、宗圓の郷周辺の環境整備、緑茶発祥の地及び茶が基幹産業の町にふさわしい町内美化の徹底といったことも必要かと思いますが、どのような形で準備を進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 観光振興計画にも示されておりますとおり、本町において観光まちづくりを進める上では、お茶の京都博のようなイベント開催による魅力創出の取り組みとともに、地域のおもてなしマインドを育む観光推進力づくりの取り組み、来訪者が気持ちよく観光できる基盤整備の取り組み、そして情報発信を強化する取り組みを並行して進めていく必要があると考えております。

議員ご指摘のマップにつきましては、商工会が作成している既存の町内茶業者マップを活用させていただくほか、現在作成中の新たな観光ガイドマップやPRビデオ等により、来訪者への情報発信をさらに強化してまいりますとともに、住民の皆様にも地域の観光情報を発信し、来訪者をお迎えする運気を高めてまいりたいと考えております。

また、西ノ山集団茶園「宗圓の郷」の整備につきましては、先ほど松本議員のご質問にもお答えしましたとおり、本町の観光ネットワークの玄関口としてふさわしい整備を実現すべく取り組んでまいりますほか、観光案内所の設置や町内の美化につきましても、来訪者に気持ちよく楽しんでいただくために必要な取り組みと考えており、関係者や住民の皆様とともに対策を考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） お茶の京都の成功のあかしが、宇治茶の今後恐らく出てきます世界文化遺産登録へのステップになるというふうに思うわけでございます。ぜひ一丸となった取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

引き続きまして、11番、谷口整君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口 整） それでは、平成28年12月定例会の一般質問を通告に従いまして一問一答により質問させていただきます。

まず、質問に入ります前に、初登壇に際しまして一言ご挨拶を申し上げます。先般

11月の宇治田原町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の多大なるご支援をいただき、初当選をさせていただくことができました。壇上からではありますけれども、改めて心から厚く御礼を申し上げますとともに、責務の重大さに身の引き締まる思いでございます。今後4年間、初心を忘れることなく、皆様からのご期待に応えるべく、議会としてのチェック機能をしっかりと果たしてまいりたいと、かように考えております。田中議長をはじめ先輩・同僚議員の皆様、また西谷町長をはじめ町職員の皆様には、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。何分、ふなれなため、既に論戦がされたこととの質問もあるやもしれませんが、そのあたりは若輩者と寛容な対応をいただきたいと思っております。

まず、1件目の地域課題の1番であります。

まず、地域課題から質問に入りますが、このことの思いをおくみいただきたいというふうに思っております。私の住んでおります奥山田地域は高齢化率が50%、2人に1人が65歳以上という超高齢社会となっております。人口も急激に減少してきております。この間、地域の課題も山積しており、その中で2点の質問を行います。

1番目ですけれども、大杉地内における太陽光発電施設のパネル設置に伴う土砂の埋め立て事業についてでございますが、この間、4月に業者が町と事前協議に入り、その後、奥山田区は9月1日付で開発業者に宛て、町の条例に基づく意見書を提出したところであります。また、10月1日には、業者、町担当者同席のもと区民集會が開かれました。

この中で業者の説明によれば、国道307号線から宇治田原カントリー倶楽部の進入路付近で約9,500㎡の開発区域において5万㎡以上の建設残土を搬入し、用地造成の後、太陽光パネルを設置するとの計画でありました。そもそもこの地域は、いわゆる常滑といわれる地すべりの起こりやすい地域で、この場所に5万㎡以上の建設残土を搬入し、国道から見れば30m近い土砂でたたき上げたのり面ができ、幾ら法令に従っての施工であっても崩壊の可能性は否定できません。現に付近では、以前に府の指導のもとで行った資材置き場造成事業でも崩落事故を起こし、奥山田川をせきとめた事案もあり、その当事者がこの集會において、建設残土での造成の危険性を語る述べられたところであります。幾ら法令基準をもとに事業を行っても、搬入土砂の土質も千差万別、また自然が相手の中で規模が大きく、万一、崩落事故が起きれば国道307号線が封鎖となり、奥山田区民が他の地域に行く場合も滋賀県経由と大きく迂回をしなければなら

なくなりました。また、5万m³以上の建設残土を搬入するとなれば、短期間の施工期間中に1万台以上のダンプが集中し、交通渋滞の原因にもなり、その建設残土も医療系施設からの建設残土など、安全性が確保されるのか多くの疑問が残っておりました。

この区民集会で、区民の意向は太陽光パネルの設置に反対するものではないが、この事業の施工方法、すなわち大量の建設残土持ち込みと残土の内容が大きな不安材料であり容認できないという結論でありました。この間、区は、意見書にも書かれていたように、この計画の撤回を業者及び町に求めてきたところであります。

このことを受け、その後の協議の中で、現場での切り盛り、すなわち一切の土砂を持ち込まない施工方法に変更との方向が示され、去る12月6日に改めて区民集会が開かれ、変更後の施工方法受け入れでの方向が示されたところでございます。このことは、区民の意向、区民の総意を踏まえた区の粘り強い協議と、町当局の住民の健康で安全かつ快適な生活を守るとの立場に立った行政指導の結果であると、区長さんをはじめ区役員の皆さん並びに町長をはじめ町担当者関係各位に、心から敬意と感謝を表すものであります。

そこで質問でありますけれども、計画変更に対する業者の意向及び地元住民の不安払拭に向けた今後の業者指導についてをお伺いいたします。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 大杉地区の土砂の埋め立てによる太陽光発電施設設置計画につきましては、国道307号に面した山林の谷地形部に約5万立米の持ち込み土によって長大なのり面となる盛り土造成を行い、太陽光発電施設のパネルを設置するものであり、本年4月に宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例に基づく事前協議書が提出されました。

地元区から事業者宛てに計画に反対する意見書が出され、その中でも特に残土搬入による盛り土が地元住民にとって非常に大きな不安となっていることを訴えられましたので、町といたしましても、その意を十分理解し安全な計画になるよう、土質調査や盛り土による地すべりの危険性の検証、また排水計画についても流出量を抑える整備や濁水を流出させない整備を計画するなど、事業者と協議、指導を行ってきましたが、地域の安全確保の観点から、やはり搬入土による大規模盛り土は反対という地元区の強い思いを町に再度要望いただきましたので、事業者に対して事業計画の再検討を指導いたしました。

その結果、事業者は搬入盛り土の計画を見直しされ、開発地域の土を切り盛りし、土

の持ち込みをすることなく造成しますので、当初計画より低い盛り土高となり、より安全な造成計画に方向転換することとなりました。12月6日に開かれました区民集会におきまして、土の持ち込みのない開発地内の切り盛りで造成するのであれば、事業者の計画に合意できるとなりました。

町の指導といたしましては、土の持ち込みがなくなりますので、現計画の取り下げ書を受理し、宇治田原町快適・安全な環境づくり条例に基づく開発行為としまして、開発事前協議を行っております。引き続き住民の安全に配慮した事業計画となるよう事業者指導を行ってまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） 今回の区民の合意は、本音では現状維持で何もしてほしくないけれども、太陽光発電という大局的な観点から、じくじたる思いの中でぎりぎりの選択ですので、このことを念頭に、技術的な指針に基づく排水処理や施工方法など、また今後の業者指導の徹底を強く求めておきます。町担当の皆さんも、この間、区民集会に出席をいただき、区民の思いは十分に理解をさせていただいているものと思っております。業者との指導に当たっては、ほかからの土砂は1台たりとも持ち込ませない確約や夜間等の監視体制、また違反の事実があれば、即刻、許可の取り消しを求めるとともに、奥山田地域への玄関口でもありますので、景観に十分に配慮するなど徹底した業者指導を求めておきまして、2回目の質問に移ります。

今回の業者協議は、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例をもとに行われてきましたけれども、その中に規定をされております関係団体の意見書でございますが、この意見書は同意書とは大きく意味合いが異なるものでございます。このあたりも含め、今の町の行政指導には限界があるように思われます。

この条例の基本は、事業の施行に伴う災害及び生活環境の破壊を防止するとともに、住民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持することを目的とすると規定をされております。住民の不安の解消、すなわち住民の側に立った業者指導の根拠条例ですので、今回の教訓からも、住民の不安解消に向けて、改めてこの条例を見直すべきではないでしょうか。今回は区民の意向を踏まえ、町の粘り強い指導とまた業者の理解により、よい方向でおさまりましたけれども、今後も1万㎡以下の町指導による開発行為が出てくることは、奥山田区域でも、また他の地域でも十分に考えられます。今後、奥山田には一切の建設残土や産業廃棄物の持ち込みなどを許さないとの地元の総意がはっきりといた

しました。町内の他の地域でも思いは同じだと考えられますので、条例の見直し整備は不可欠だと思います。

京都府の緑の条例でも関係団体の同意を求めているように、本件のように町の条例が優先される状況の中で、関係住民には意見書でよいというのは、業者指導する側にも限界があるというふうに思われますので、可及的速やかに条例の見直し整備を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 今後は、排水工事を含め、事業者による施工管理の徹底はもちろんですが、役場からも現場パトロールのときなど施工確認を行う、そういったことを指導してまいりたいというふうに考えております。現場内の切り盛り造成であっても住民の不安を取り除けるように、今後とも事業者の指導に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、盛り土に関する条例の見直しについてですが、宇治田原町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例では、許可申請書を提出する際に、事業計画をあらわす図面等以外に隣接者の同意書、それから関係団体の意見書を添付する必要があります。事業計画に対する関係団体の意見を示すものとしましては、現在の条例では、同意ではなく意見書にとどまっております。しかしながら、事業の施行に伴う災害及び生活環境の破壊を防止するとともに、住民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持することを目的とするという条例制定の目的からすると、今以上に地元住民の意向が反映されるような条例整備をしなければならないと考えております。現在、条例改正に向け検討しているところでございますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

以上です。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁で条例改正の意向があることが示されましたので、できますれば3月議会に向け、早急に手続に入っていただきますことを求めまして、この項目の質問を終わります。

次に、2つ目の（仮称）化石公園整備についてでありますけれども、私の手元の資料によりますと、今、町内に児童遊園が28カ所設置されております。奥山田区以外の全ての地域に設置されており、親子連れや祖父母との交流など、ほほ笑ましい姿、また高齢者の運動など、多岐にわたり活用されている状況を目の当たりにいたします。かつて

奥山田に小学校があったころは、このグラウンドにある遊具で遊ぶ子どもたちの元気な姿や、鉄棒にぶら下がる高齢者の姿をよく見ることができましたが、現在、このような光景を見ることはできません。

今、少子高齢化と過疎が急激に進む奥山田にあつて、このような状況の中で、小さな孫たちが帰省しても安心して遊べる児童遊園や、また地域の高齢者がぶら下がったり体を伸ばしたりできる公園的なものはありません。このような状況の中で公園の設置が望まれております。

そこで質問でありますけれども、奥山田地域は、かつて海の中であったことから化石の宝庫でもあります。京都の自然200選に選ばれるなど、貴重な地域資源であると考えております。また年間を通し、親子連れをはじめ、化石採取に来られる方々をよく見受けます。現在、進められております国道307号線奥山田バイパス工事においても、大変貴重なイルカの化石を含め多数の化石が掘り出されております。イルカの化石は大学で研究保管されておりますけれども、他の化石については、奥山田小学校跡地に仮保管をされております。仮保管について、化石の風化や劣化を防ぐため、上屋の設置も検討をされているようですけれども、これらについてお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） お答えいたします。

ご承知のとおり、化石の地層は、かつて宇治田原が海であったことを裏づける神秘で非常に貴重なものでございます。宇治田原の貝化石層は、京都の自然200選、また、ことし5月には、日本地質学会において、綴喜層郡の中新世化石群を京都府の県の石として選定されるなど、郷土の誇りと考えております。

このような中、国道307号奥山田バイパス工事において掘り出されました化石は大変貴重なものであり、奥山田区とともに管理、活用を図れるよう、現在、化石を含んだ岩を旧奥山田小学校跡地の一角に仮設置している状況でございます。今後、化石を生かしたまちづくりを行う先進地を参考にさせていただく中で、岩の保管施設並びに学校教育や社会教育等におきましても、化石採取体験が行え、人々が集い、憩えるような施設を整備すべく、現在検討しているところでございます。

また、町外からの受け入れも可能とすることで新しい人の流れを創出し、奥山田の地域活性化にもつなげられるよう取り組みたいと考えております。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁で、今後、化石を生かした先進地の事例も参考に、

化石採取体験ができ、人々が集い、憩える施設整備を検討中とのことですので、奥山田地域活性化のため、また宇治田原町の貴重な自然遺産活用に向け、ぜひ実現に向けた努力をお願いいたします。

また、教育委員会と町長部局の連携も必要だと思っておりますので、施設整備に当たっては、冒頭に述べました、地域の子どもから高齢者までが集えるような化石を利用した公園としての整備について、改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 先ほど課長のほうからご答弁させていただきましたとおり、化石を活用した公園の整備に向け、具体的な検討を行っているところでございます。また、地域の方々にも幅広く活用、利用していただくために、子どもから大人、高齢者の方々が利用できる附帯設備の整備につきましても、地元の意向を十分に反映できるよう、町長部局と連携していく中で検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ありがとうございます。

京都の自然200選以外にも日本地質学会も奥山田を中心とした綴喜層群の中新世化石群を京都府の県の石として選定するなど、貴重な地域の自然遺産ですので、奥山田区の意向も踏まえ、これらの有効活用にご努力いただきますことをお願いし、地域課題についての質問を終わります。

次に、2つ目でございますけれども、地域密着型特別養護老人ホーム設置助成事業についてお聞きをいたします。

今年度当初予算に地域密着型特別養護老人ホーム設置助成事業が計上されておりますけれども、28年度も既に第3四半期を終えようとしている現在、いまだ予算執行されておられません。現在、町内唯一の特別養護老人ホーム、サンビレッジにおきましては、11月末の入所待機者が町内在住者で要介護認定3以上の入所希望者が44名おられるというふうに聞き及んでおります。27年3月に策定をされました宇治田原町高齢者介護・福祉計画の中には、29年度の入所待機者を40人と見込んでおり、うち29人規模の小規模特養の整備が計画をされました。現下におけます本町高齢者福祉の実態を鑑み、予算計上されたものと受けとめておりますけれども、既に計画を上回る入所待機者が出ている中で、一日も早く予算執行され、入所待機者の解消に向けた努力が重要であるにもかかわらず、結果として予算執行がなされていない現状は、今後不安が残ると

ともに残念な状況であると言わざるを得ません。

今日に至る経過をお聞きいたしますとともに、町当局として、この現状をいかに考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（田中 修） 青山介護医療課長。

○介護医療課長（青山公紀） 平成27年度におきまして、実施していただける事業体と基本的な部分で合意を見たことから、議会の皆様方にもご理解を得て、平成28年度当初予算に所要の費用を計上させていただいたところでございますが、本年3月ごろの段階で最終的な事業実施の判断を下すには本部の決断が必要であり、そのため時間的な猶予が欲しい旨の申し出があり、これを受け入れたものでございます。その後、本年秋ごろには一定の方向性をいただけるとのことであり、これをお待ちしておりましたが、その最終結論をいただくに至っていないのが現状でございます。

これは事業を実施する際に綿密なシミュレーションを行われたところ、小規模特養事業単独での収支バランスに厳しいものがありますことから、再度、複合できる事業の模索など、詳細にわたって精査されているためでございます。

このようなことから、本町といたしましては、今日までの協議経過を踏まえながら話し合いを進めているところでございます。ご指摘をいただいておりますように、本事業は本町高齢者施策の重要課題であり、何としても実現させなければならないと認識しているところでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁では、小規模特養単独では収支バランスが厳しいといった相手方の事情も説明いただき、理解はできますけれども、先ほどの質問ではありませんが、町のスピード感が比較的乏しいんじゃないかということも私も思っております。町も高齢者介護・福祉計画に基づいて予算化している高齢者施策の重要課題でありますので、実現に向けて最大限の努力を行っていただかなければなりません。年度末まであと3カ月余り、府の補助金も見込んだ予算措置であり、簡単に未執行で終われるものではないことは、私が申し上げるまでもなく十分に理解をされていると思いますけれども、この点については明確な方向性を再確認するとともに、執行に向けての努力を重ねていただかなければなりません。

当初は参加希望事業者がない中で、何とか社会貢献をしたいと協議のテーブルに着いた事業者と具体的な協議に当たっていただいているようではございますけれども、ただ単にやるかやらないのか、できるのかできないのかの議論ではなく、実現したい町と何とか参入し

たい事業者の思いがあるのであるならば、何がネックで、どのようにすれば実現可能なのか、胸襟を開いた現実的な対応を図っていただくことが喫緊の課題であると考えますが、今後、町当局として、どのような対策を考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（田中 修） 青山介護医療課長。

○介護医療課長（青山公紀） 今日までの協議経過を踏まえ、相手方が早い時期に決断いただけるように、さまざまな観点から協力可能な内容を積み上げ、実施に向けた努力を継続していかねばならないと考えております。また、相手方への働きかけや意思表示に関しましては、理事者が前面に立って行わなければならないと考えておりますので、議会のご支援もぜひとも賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁で、今後は理事者が前面に立った努力を惜しまないとのことでございました。

ここに町長もおられますので、何か決意のほどがあるようでしたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 本町も例外なく高齢化がますます進んでまいります。そういった中で本町の町内で対応できる、これはサンビレッジのみとなっておるところでございます。地域密着型小規模施設は大変重要であると認識をしております、やっぱり入所しようと希望されている方の思い、またご家族の思いを十分受けとめ応えるべく、私自身、先頭になって今後しっかりと早期実現できますように努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ありがとうございます。答弁書を持たずに町長みずから町長の思いを語っていただきました。この不退転の努力で、今後もさらなる努力をされますことを期待を申し上げまして、次の3件目の質問に移りたいと思います。

本年4月1日より、国や市区町村といった行政機関や、会社や店など民間の事業者も障がいがある人に対する障がいを理由とする差別をなくすために、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生き

る社会をつくることを目指しております。今回の法施行により、障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止と障がい者への合理的配慮の提供が求められておるところでございます。

この法律の施行に伴います背景には、障がいのあるなしにかかわらず全ての人が、お互いの人格と個性を尊敬し合いながら共生できる社会をつくることを目的としており、特に地方公共団体などにおいては、不当な差別的取り扱いの禁止、障がい者への合理的配慮が法的に定められたところがございます。ここでいう不当な差別的取り扱いの禁止とは、正当な理由がなく障がいがあるということでサービスの提供を拒否したり制限をしたりすることであり、合理的配慮の提供とは、障がいのある人が社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、国や市区町村などは負担が重過ぎない範囲で対応することが求められております。

私も前職で社会福祉協議会や、また障がい者福祉行政に携わった経験から、今回の選挙でも住みなれた地域において、子どもから高齢者まで障がいのあるなしにかかわらず、誰もが尊重され安心して暮らせる、そんな福祉のまちをつくりたいということを訴えてまいりました。本町では、障がい者福祉にも力を入れているところでありますけれども、この法律の施行に伴い、具体的にどのような取り組みを行われているのかお尋ねをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） 法の趣旨に関しましては、議員のご指摘のとおりでございます。

本町といたしましては、今までからも、車椅子の方の介助や、聴覚に障がいのある方に対し筆談により対応するなど、実施してきたところでございます。

この法律が施行されたことに伴いまして、今後さらに不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮が求められることから、町職員に対しまして、障害者差別解消法に関し研修を実施し、職員が障がいのある方への理解を深めるよう努めてまいりたいと考えております。実施時期につきましては、総務課とも協議の上で年度内と考えております。

また、各種イベント時にも実施しております要約筆記など、障がいのある方々に求められるサービスの提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいまお答えをいただきましたように、まだ施行から8カ月余

りで、具体的にはなかなか取り組みが進んでいないようでありますけれども、本町においては、職員研修の年度内実施が予定をされております。まずは、できるだけ早い時期に職員研修に取り組んでいただき、さらなる意識改革に努めてほしいと思っております。

また、筆談や車椅子の介助、イベント時の要約筆記など、いろいろと配慮をいただいておりますけれども、この法律の中では、国や市区町村などには、それぞれの役所で働く職員に向けた、障がいのある人たちの意見を聞きながら合理的な配慮を具体的に盛り込んだ対応要領、これをつくることが求められておりますけれども、このあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 光嶋健康福祉部長。

○健康福祉部長（光嶋 隆） ご指摘いただきましたように、法律の趣旨が生かされるよう、国・都道府県・市町村などの役所は、当該役所で働く人を対象とした対応要領の作成に努めることとされております。京都府におかれましては、既に対応要領を作成されておりますが、本町をはじめ近隣市町村では、未作成の状況でございます。

今後、法律の趣旨にのっとり、対応要領の作成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいまの答弁でお伺いをいたしましたように、京都府では対応要領が既に策定をされております。また、近隣市町村では、いまだ策定に至っていないようですけれども、本町におきましては、この法律の趣旨にのっとり、できるものであるならば府下で一番先にでも対応要領を策定していただき、障がい者に優しいまちづくりをさらに推進をしてほしい、そんな思いを込めまして、この項目の質問を終わります。

次に、4件目の項目、民生児童委員の選挙活動についてお伺いをいたします。

まず、1つ目の質問でありますけれども、公の選挙において、法律の規定により公務員の選挙運動を禁止もしくは制限がされております。先般の町議会議員選挙時にもらった候補者のしおりにも、特定公務員の選挙運動の禁止項目、選挙管理委員や裁判官、検察官、警察官または収税官吏、徴税吏員など、特定公務員の選挙運動の禁止がされております。次に他の公務員については、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止が規定をされており、一般職、特別職を問わない公務員がしてはならないこととして、職務上の地位と選挙運動を結びつけることが禁止をされております。民生児童委員は、まさにこの項目が適用され、選挙運動では民生児童委員としての地位利用を行った選挙運動のみが制限をされております。

これ、裏を返せば地位利用しなければ何ら制限がないと、こういうことだと思いますけれども、このあたりの法律の正確な禁止事項、制限事項など、地公法の絡みもありますので、総務課にお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 民生児童委員法第16条で、「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治目的のために利用してはならない」とされており、政治活動は制限されないものの、地位利用については禁止されています。

こうしたことは、民生委員の職務を離れて一個人として政治活動を行うことを禁じるものではないものの、担当区域内での政治活動は、職務上の地位を利用したか否かの判断が非常に困難であり誤解を受けやすいため、担当区域内における政治活動はできる限り避けることが望ましいとして一般的に解されているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） 近年、住民の方の理解として、一般職以外の公務員等、すなわち地位利用をしてはいけない他の行政委員も、このあたりを過剰に解釈をされ、過剰に選挙運動を自粛される傾向にあるように見受けられます。また、全く規制の対象に当てはまらない、町などが独自に任命をしている何とか委員といわれる方々までもが、このあたりを誤解され、過敏に選挙運動を自粛される傾向にあるように思われます。確かに、先ほどの言われたように、地位利用がどこまでかわかりにくいこともありますが、このような傾向につながっているものだと思慮いたします。

そこで次にお聞きをいたしますが、この12月1日から新たに任命された民生児童委員の当時予定者、11月の町議会議員選挙時において何らかの制限はあったのでしょうか、再度お伺いをいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 民生委員は、行政実例において地方公務員法第3条第3項第2号に該当する特別職であると解されます。また、公職選挙法第136条の2第2項では、公務員はその地位を利用して選挙運動してはならないと規定しています。

ご質問の件につきまして、12月就任予定の方々につきましては、就任後に法の適用を受けることとなることから、就任前であるならば制限を受けるものではありません。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ありがとうございます。これで私の理解が間違っていなかったことがはっきりといたしました。

この確認をもとに、次の2つ目の項目、行政の過剰介入についての質問に移りたいと思いますが、このような質問、私もしたくはなかったんですけども、あえてさせていただくという思いを十分にお含みおきをいただきたいというふうに思っております。

今回の町議会議員選挙におきまして、身内で12月から民生委員の就任予定者がいる候補者に、複数ですけれども、告示日の前日にわざわざ当事者や推薦者の区長さんに町から電話が入りました。その内容は、民生児童委員就任直前であるので選挙運動は控えることが望ましいと京都府山城保健所の見解もあり、そのあたりは注意してほしいとのことでした。今回の件は悪意がないと信じておりますけれども、とりよによって、本当に選挙妨害だと言わざるを得ない状況かというふうに思います。京都府の指導もしかり、全く筋違いの対応であり、町の過剰な対応には問題があると思います。

それよりも何よりもまた、職員の指導的立場にある副町長の認識のずれ、これには大きな問題があり、私もがっかりをいたしました。私から後日、確認を副町長にさせていただきましたけれども、京都府の見解を確認しないとわからないとか、また民生児童委員の選挙活動についてはよく理解をしていないのもう少し調べてみたいと、まるで事の本質が理解をされておりました。その後に至っても、職員の行った行為は間違っていないとか、京都府への申し入れも職員への指導もしていないということでした。私自身、あきれ果てた次第であります。

副町長に、この件に対する見解を改めてお聞きをいたしますし、また京都府への申し入れはされたのでしょうか。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご答弁申し上げます。

選挙立候補者のご家族は何かにつけて注目され、批判や攻撃の対象となることが多く、そのため京都府の担当者に対応について問い合わせを行いました。問い合わせを行いましたのは10月31日でございます。その内容は、「委嘱前なので法的な制限は受けませんが、1カ月後には民生委員としてご活動いただくことが決定していることからすると、民生委員就任直前である今の状況下では選挙活動は控えられることが望ましい。ただ、政治活動の範囲については、どこまでがオーケー、どこからがアウトであるかという明確な基準はないので注意が必要である」とのことでありました。

そのことを受け、町といたしましては、まず民生委員に推薦をいただいた方の中で候

補者の家族がおられる方を推薦いただいた区長さんに、現在は未就任なので法的に問題はないが、就任が近々迫る中で目立たれないほうが望ましいとの考えもあるので、今後このことを想定した場合に、ご家族の方が追い込まれることのないようご配慮をいただけたらありがたいと連絡をいたしました。その後、同日に候補者の家族で民生委員予定者の方に京都府の見解を伝えたところでございます。

公職選挙法上、12月就任予定の方々につきましては制限を受けるものではありませんので、今回の選挙立候補者及び民生委員予定者の方々にご迷惑をおかけしたことは申しわけなく思っており、おわび申し上げます。今後は十分、今回の件を念頭に、今後施行される選挙につきまして注意を払い、対処してまいりますので、どうぞご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口整君。

○11番（谷口 整） ただいま、いろいろと言いわげがましいことを述べていただきましたけれども、何に対するおわびなのか、全くわかりません。

また、私がお聞きをいたしました京都府への申し入れ、これについてもお答えがなかった。恐らく、されていないんだらうというふうに思っております。もともと事の本質をご理解いただけていないというふうに思っておりますので、京都府への申し入れも、職員への指導もなされていないという副町長の姿勢はよくわかりました。

私も先ほど述べましたとおり、住民の中には公務員等の選挙運動については過剰反応があることも承知をいたしております。このときに本来、行政側のとるべきことは、この過剰反応について誤った理解があるならば、我々、選挙当事者に理解を求めるものではなく、住民に正しい選挙のルールを理解してもらうことが、まず先決だろうというふうに思います。この努力が、明るい選挙の推進や投票率アップへ向けた町としての責務だと私は思っております。そもそも行政側の本末転倒の気遣いが今回の事案発生の大きな原因だと考えております。

この件に限らず、かゆいところにまで手が届く、この小規模な自治体であるがゆえに気の使い方が違うと思われる事案は、ほかの仕事でも感じられます。他の所属にあっても、いま一度、気の使い方を再認識していただき、誤った気遣いについては改善を行いながら仕事を進めてほしいと思っております。私も今後このような質問だけはしたくありません。職員の皆さんには、十分にご配慮をいただきたいというふうに思っております。改めて答弁をいただきたいところではありますけれども、認識のずれた方に答弁をいただくのは、私は時間の無駄だというふうに思っております。求めません、もう結構

です。何かあれば答えていただいても結構ですけれども、ないようですので、もうこれ以上、私は申し上げます。

私は長年の行政経験から、行政の原点は、住民一人一人のふだんの暮らしを幸せにすることだと思っております。この頭文字、ふだんのふ、暮らしのく、幸せのし、これをつなぎ合わせますと、福祉という言葉になります。福祉といえば、高齢者や生活困窮者、また障がい者などの福祉を連想いたしますけれども、もっと広い意味での究極の住民福祉、住民サービスが福祉だと私は考えております。職員の皆さんも、このことを念頭にこれから仕事を進めていただきたい、かよう願っております。私も住民一人一人のふだんの暮らしを幸せに、このことを念頭に、人がつながり未来につながる福祉のまちを目指していきたい、かよう思っております。住みなれた地域で高齢者から小さな子どもまでが、障がいのあるなしにかかわらず誰もが尊重され、そして安心して暮らせる、そんな福祉のまち宇治田原を皆さんとともに目指していきたいと思っております。このことに思いを込めまして、私の平成28年12月定例会におきます一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、谷口整君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩を行います。午後2時ちょうどより会議を再開いたします。

休 憩 午後 0時37分

再 開 午後 2時01分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○9番（山内実貴子） 9番、山内実貴子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1件目は、子育て世代への支援についてでございます。

保育所の待機児童についてお伺いいたします。

宇治田原町は待機児童はなしという取り組みで保育を行ってきていただきましたが、平成28年度、ゼロ歳児の途中入所希望が多く、定員がいっぱいになっている状態と聞きました。来年度の申し込みも受け付けられた今、入所希望の方全員が入所できるようにと考えますが、今後の体制についてお考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 町立保育所においては、今年度、ゼロ歳児の途中入所のご希望が多く、現在、適正に保育できる受け入れ人数に達している状況です。この状況を

踏まえるとともに、また、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、一時保育施設等整備事業費を補正予算計上させていただいており、詳細につきましては、補正予算特別委員会においてご説明させていただきたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 現状を踏まえ、対応を早急にお考えいただいているようですので、ご答弁のとおり、補正予算特別委員会にての説明を受けたいと思います。宇治田原町に1園しかない保育所に対応できるのか、今後、小規模保育事業などの活用も有効となるのか、安心して子どもを預けて就業などに従事できるよう、町内の子育て世代のニーズ、また近隣のニーズなども把握していただきたいと思います。待機あるいは町外の託児所等に兄弟が入所のため、第2子、また第3子に対する保育料の軽減制度に当たらないなどの状況は解消していけるようにと願います。

次に、子育て世代のがん検診を子どもの健診と同時にできないかお尋ねいたします。

妊娠、出産を経て子育てに忙しくなるお母さんにとって、自分の健康対策について考えることはなかなか難しいものです。また、体調に不安があっても、自分の健康を優先的には考えにくいものです。しかし、赤ちゃんにとってはもちろん、家族にとっても、お母さんが健康であるということがとても大切なことではないでしょうか。お母さんは赤ちゃんの成長が何よりの気がかりで、赤ちゃんの健診には足を運んでいかれるでしょう。そこで、ぜひ赤ちゃんの健診時、乳幼児健康診断等のとき、お母さん方の検診、特に女性特有のがん検診が同時にできれば、健康に対する安心感と早期発見、早期治療にもつながり、また受診率も上がるのではと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 保健センターで実施しております乳幼児健診においては、お子さんに必要な健診項目を複数受けていただく中で一定の時間を要しますが、同時にお母さんの健診を行うためにはさらに時間の確保が必要となりますことから、健診時間が長時間に及ぶことはお子さんの心身の負担になることも考えられるため、現状では実施は困難であると考えます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、子育て中のお母さんにとって、ご自身の健康について考えることは忙しい毎日の中では難しく、お母さん方の健診に対する意識啓発は非常に重要なことと認識しているところです。

現在、がん検診の受診率向上のための取り組みについて検討を進めており、お母さん

方に対して乳幼児健診の場は、特に女性特有のがん検診の有効な周知の機会となると捉えているところです。お子さんはもとより、ご家族皆さんの安心な生活を守るために、子育て世代のお母さん方にも積極的にがん検診を受診していただけるよう、さまざまな機会を有効に活用し、十分に周知してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） ありがとうございます。

現状、乳幼児健診においてお母さんの健診を同時に行うことは困難とのご答弁でしたが、がんなど早期発見、早期治療のためには、健診に行く習慣を持っていただくことが大切で、より健診が受けやすい体制づくりをお願いいたします。

次に、乳がん検診について伺います。

女性が罹患するがんのトップは乳がんです。しかし、早期発見がしやすいがんでもあるのです。ただ、女性にとって医師の触診は抵抗が強いものです。そこで、東京都豊島区では、2009年、乳がん・子宮頸がん検診の告知とあわせ、保健所内で乳がん検査グローブ（自己検診特殊手袋）の無料配布を行いました。このグローブは、肌に密着しやすい特殊な素材を使用、指先の感覚がより敏感になり、素手ではわかりにくい小さなしこりも見つけやすいというもの。また、豊島区の取り組みのモデルとなった東京都北区では、2008年、23区の中で先がけて乳がん検査グローブの配布を実施。区内商店街の協力を得て、店が同グローブを女性客に無料配布するという試みを行いました。これが大きな反響を呼び、協力店から区には、皆さん喜んでいきますなどの声が届いているとのこと。

このような受診率向上への積極的な取り組みが大切と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 乳がんにつきましては、議員のご指摘のとおり、女性が罹患するがんのトップですが、自分で発見できる唯一のがんであり、早期発見の場合は治療率が非常に高いがんでもあります。早期発見のためには、がん検診とあわせ、定期的な自己検診を行うことが非常に重要であり、現在、自己検診の有効な啓発について検討を進めています。

議員のご質問にございました自己検診用のグローブは、素手よりも触感の感度が高まり異常を発見しやすいものとして有効な検査方法の一つであります。自己検診を習慣化するためには、気軽にできることもポイントであると考え、例えば入浴時に指先に石け

んをつけた滑りのよい状態で触診すると摩擦がなくなり異常が発見しやすく、習慣的に
行ってもらえる簡単な方法として、浴室用のチェックシート等の啓発ツールの活用など
とあわせ、具体的に検討しているところです。

今後も先進的な事例を検証しながら、乳がん検診の受診率向上と自己検診の習慣化に
向けた積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） ご答弁にもございましたが、自己検診を習慣化するためには、気
軽にできることも大事なポイントだと思います。その一つのツールとして、特殊手袋の
紹介もしていただきたいと思います。

健診に対する意識啓発について重要なことと認識していただいている中で、小・中学
校でのがん教育などにも力を入れていただいているとお聞きします。今後もさまざまな
機会を有効に活用し、子育て世代、そして住民の皆さんが積極的に検診を受けようと行
動されるよう啓発、周知をお願いいたします。

これで子育て世代への支援についての質問を終わります。

次に、2件目、宇治田原の玄関口の整備をという件についてお伺いいたします。

1つ目は、外灯の設置、樹木の整備をということです。

宇治から宇治田原へと続く道は、宇治茶かおり回廊として京都府が整備をしようとし
ているところですが、宇治田原町にとっては、まさに玄関口と言える道となり、くつわ
池、そして集団茶園が広がる場所となります。宇治田原町に来られる方が、明るいまち
だなという印象を持ち気持ちよく入ってきていただくため、ぜひとも樹木の剪定、また、
外灯のない場所への明かりの途切れない設置など環境整備が必要ではないでしょうか。

また、国道307号線を宇治田原から城陽にと向かう道は、上部が古木に覆われ、雨
や風が強く吹けば折れた木々が道路に落下し、車を直撃することもありました。道路に
落ちた木の枝が散乱し、落下し切らない枝や道路の上部にはみ出ている木々を避けるた
め、トラックなどの大型車はカーブのたびに離合しづらいので停車し、渋滞もたびたび
起こります。京都府との連携の中で、このような場所の整備を進めていただきたいと思
います。

来年は、京都府としても、お茶の京都として取り組むターゲットイヤーとなります。
ぜひ、この玄関口としての環境整備を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょ
うか。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町の西の玄関口である町道2の2号線には、現在、ティーゲートとしまして茶壺をモチーフにしたモニュメントを設置しております。また、東の玄関口である国道307号奥山田の茶屋トンネル手前にも、同じくティーゲートを設置しております。このように、来町者がお茶のまちに来たことを実感していただけるような施策も実施してきております。

西の玄関口である町道2の2号線沿いには、人家や歩道がないため、郷之口末山線交差点からみどりが丘までの区間につきましては、交通安全灯はなく、交差点部の道路照明灯を設置しているだけでございます。また、道路沿いに茂っている樹木の剪定ですが、道路敷地であれば道路管理者である本町で伐採などを行っていますけれども、当該道路は民地がほとんどですので、所有者に伐採をお願いしているのが現状でございます。

しかし、来年のお茶の京都や、これからの観光客集客のためにも道路施設の整備も重要と認識しておりますので、照明灯設備などについては、観光担当課と連携しながら今後検討してまいります。

そして、もう一つの玄関口である国道307号の城陽市側は、平成35年の新名神高速道路完成に向けて、京都府において平成27年度から道路改良事業を実施されておりますので、今後、大型車の離合が困難な狭小区間や鬱蒼とした樹木も整備され、現在の状態からは改善されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 景観という観点からのご質問も午前中ございましたが、これからさまざまな観点からも、道路や外灯の整備は必要になってきております。町道2の2号線沿いの外灯については、安心安全という観点からも、早い段階での設置を求めておきたいと思えます。

また、国道307号の整備について、平成35年の新名神高速道路完成に向けて改善されるとのこと、事故が起こればたちまち大渋滞となるカーブの多い307号の整備は、宇治田原町の住民の方にとっては長年の願いでもあると思えます。府とのさらなる連携で一日も早い改善をと、ご期待申し上げます。

2つ目に、案内板の設置をということでお聞きいたします。

緑茶発祥の地として日本遺産に登録された湯屋谷地区の宗円生家や茶園の風景など、歩いて観光することも踏まえ、人の目の高さに合った案内板や道しるべなどがこまめにあるといいのではという声もあります。ほかにもいいところがたくさんあるのに、住民

の皆さんも知らないということが多いのではないのでしょうか。ぜひ、地域の方とも相談していただき、周知も含めて、より小まめな案内板の設置をと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 案内板の設置についてご答弁申し上げます。

湯屋谷地域の永谷宗円生家や湯屋谷の茶畑、茶農家、茶問屋の町並みが日本遺産800年の歴史散歩として日本遺産に認定されて以来、より多くの観光客が来訪されております。このため、昨年度には日本遺産魅力発信事業を活用し、府、町、湯屋谷区が連携して、湯屋谷会館から永谷宗円生家までの間と大福谷付近に、計6基の日本遺産案内看板を設置したところであります。同じく昨年度、京都府事業において湯屋谷及び銘城台付近の国道307号線沿いに、「宇治茶かおり回廊」の道路標識を4基設置していただいたところであります。

なお、銘城台付近の「宇治茶かおり回廊」の標識につきましては、今年度中に永谷宗円生家方面へ誘導表示を追加していただくほか、国道307号線が直角に曲がる郷之口下町交差点付近にも、今年度中に新たに道路標識を設置していただくこととなっております。

このほか、湯屋谷地区内には、永谷宗円生家までの距離が刻まれた句碑や「日本緑茶発祥の地」啓発ののぼりを湯屋谷会館から永谷宗円生家までの道沿いに並べるなど、まち歩きが目印となるような工夫に努めているところでありますが、議員ご指摘のとおり、現状の案内板では十分でないものと認識しております。観光まちづくり会議の中でも、看板整備については課題として取り上げられており、今後、より細やかでわかりやすい案内板の整備につきまして、地域住民の声も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、新たな観光ガイドブックや日本遺産散策マップ、PRビデオを制作中であり、これらを活用した情報発信にも努めてまいりたく考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） ありがとうございます。

これからますます進められていくまちづくりや観光振興への取り組みの中で、看板や案内板による目に見える形での情報発信で、まずは住民の皆さんがまちのいいところを知り、さらに町外の方にも楽しんで散策していただける、そういった取り組みをさらに

進めていただきたいと思います。

最後に、3件目、安心安全対策についてお伺いたします。

まず1つ目は、高齢者の運転と交通網等の利便性についてでございます。

近年、多くの報道が続いている高齢者の車の運転による事故対策についてお聞きいたします。

宇治田原町では、田畑に行ったり、通院や買い物など、生活の場面での車の運転をされる方が多く、高齢になっても運転をやめるという決断は難しいものになっていると思います。しかし、近年、原付以上の運転者による交通事故件数は減少し続けているものの、65歳以上の高齢ドライバーが全体に占める割合は増加し続けているのです。死亡事故に限っても75歳以上の割合は上昇しており、高齢ドライバーの事故防止に向けた取り組みが急務とされています。

近隣の自治体でも、高齢者の運転免許の自主返納に向けた支援の取り組みがなされていますが、宇治田原町では、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、高齢者の交通死亡事故は年々増加傾向にございます。京都府内における平成27年の交通死亡事故のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は50.6%と半数を超えている状況でございます。ただし、この数字の中には高齢者の運転に起因して起こったものと、高齢者が歩行中などに交通事故に遭遇したものの2通りがございます。事故に遭われる高齢者の特徴としては、個人差があるものの、視野が狭く、接近してくる車両に気づかないまま横断したり、一旦横断を始めると左右を確認せず横断を続けるなど、ドライバーが予想できない行動をとられることがあります。

もちろん、議員ご指摘の高齢運転者による交通死亡事故も多数発生しているところでございます。

国では、高齢運転者対策の推進のため、平成27年6月17日に改正道路交通法が公布され、75歳以上の運転者が更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあると判断されれば、違反の有無にかかわらず、医師の診断（臨時の適性検査）を義務づけました。また、「認知機能の低下のおそれがある」、「問題なし」であっても、認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為をした場合は、臨時認知機能検査が行われ、臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがある場合は、医師の診断を受け認知症と判断されれば、免許の取り消しや停止となることもあります。

本町といたしましても、加齢に伴う身体機能や判断力の低下による高齢運転者の事故を防止する観点から、町広報紙で、運転に不安を感じる方や家族から交通事故を心配されている方に運転免許証の自主返納を促す啓発記事を掲載するとともに、今後、運転免許証の自主返納に向けた方策について、関係機関とも協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 事故を起こす人は高齢者に限ったことではありません。そういう意味では、一定年齢以上の高齢者だけでなく、全てのドライバーに厳しい条件を課すことも重要でしょう。その上で、加齢による過失が多くなる高齢者は、自分の運転が危険であることを自覚し、運転免許を手放すようになるとも考えられています。

運転免許の自主返納への支援として、近隣自治体では、八幡市は70歳以上の方が運転免許を自主返納されると、バスカード3,000円分、卒業証書、グッズやマイナンバーカードの写真を無料で撮るなどの取り組みがされております。また、木津川市では65歳以上の方が返納されると、バス1日フリー券10枚が配布されるなどの取り組みも行われております。

宇治田原町では、何よりも公共交通の充実が急務で、これまでも提案されてきたデマンド交通システムや福祉バスのルート見直しなどが検討されている中、宇治田原町都市計画マスタープランでもまちづくりの構想などで記載されているように、ふだんの生活に利便性の高い交通網の整備が進められていくことを願います。

次に、2つ目として、防犯対策についてお伺いいたします。

京都府の防災・防犯情報メールには、毎日、振り込め詐欺の情報が入ってきます。特に高齢者の被害が多いのが現状です。また、12月に入り、年末の慌ただしい時期ともなってきます。この時期には空き巣なども心配されます。

地域によって対応も変わってくると思いますが、このような犯罪に対する防犯対策についての取り組み、また強化についてのお考えをお聞かせください。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

全国的に高齢者を狙った振り込め詐欺やストーカー殺人事件など、悪質な詐欺や痛ましい事件が多数発生しています。本町におきましても空き巣等の侵入被害が発生しております。

本町では、宇治田原町地域防犯推進ネットワーク協議会を核としまして、府民防犯の日（7月10日）に町から安心・安全メールによる防犯啓発文の配信、防犯旬間に合わせ町広報紙による防犯啓発文の掲載、各小学校の終業式に合わせて青色パトロール車によるパトロールの実施、また金融機関に防犯啓発のぼりを設置するなど、学校、金融機関、区長会など関係機関と連携する中で防犯推進活動を展開しているところでございます。

さらに、本町消防団により年末警戒では、主に防火啓発を行っていただいているところですが、赤色回転灯を回し、消防車で巡回パトロールをしていただくことによりまして、年末の防犯活動の一助となっていると考えています。

また、先週12月5日には、住民の防犯意識の向上を図り、住民が安心・安全を実感できる地域社会の実現を目指すことを目的としまして、京都府田辺警察署と「うじたわら・たなべ 安全・安心まちづくり協定」を締結したところでございます。この協定書の締結を契機としまして、田辺警察署とさらなる連携の強化を図り、町と警察が協働して防犯対策を積極的に推進してまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 山内君。

○9番（山内実貴子） 今まで、宇治田原町では全国的に増加している悪質な詐欺被害などはないかもしれませんが、しかしながら、いつ、どういった形で被害に遭われるかわからない、犯罪は手を変え品を変え、あらわれてくるものです。また、ちょっとした気の緩みなどによって、空き巣狙いのターゲットになったりもします。消防団や自主防災会などの日ごろからの活動にも感謝し、そういった活動や近所での声かけが地域の防災・防犯にもつながることを意識し、さらに取り組んでいただけるよう、対策の強化と後押しをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、8番、藤本英樹君の一般質問を許します。藤本君。

○8番（藤本英樹） 8番、藤本英樹でございます。

さきの町議会選挙におきまして、ご支援を賜り初当選させていただきましたことに対しまして、まずもって御礼申し上げます。今後は住民のお声を尊重し、よりよい宇治田原町になりますよう頑張っていきたいと考えておりますので、ご指導、ご鞭撻くださいますようお願い申し上げます。

では、通告に従いまして、西谷町長の2期目挑戦への意欲についてお伺いいたします。

西谷町長は、4年前の平成25年2月に宇治田原町長に就任されて以来、宇治田原町発展のため日夜ご尽力いただいていることに対しまして、住民の一人として敬意を表するところでございます。この間、町長は農林商工業の振興はもちろん、観光によるまちづくりの推進、福祉、教育、子育て支援の充実、安心・安全なまちづくりの推進など、あらゆる分野に積極的に取り組まれてまいりました。

現在、本町においては、日本の国土軸となる新名神高速道路の建設が本格的に進められており、この整備効果を生かしたまちづくりを進めるためにも、都市計画道路宇治田原山手線の早急な整備は喫緊の課題となっております。さらには、建設予定地を決定された役場新庁舎につきましても、今後、具体的な青写真を描いていくとともに、周辺の土地利用について推進する必要があるなど、宇治田原町の将来を見通したとき、今ほど重要な時期はございません。

このような状況の中、前回町長選挙より間もなく4年が経過し、来年2月には西谷町長1期目の任期が満了となる時期が訪れることとなります。本町においても、進行する少子高齢化と人口減少にストップをかけることはまさに待ったなしの状況にある中、昨年度に策定された第5次まちづくり総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種施策の確実な推進は、今後の活力ある宇治田原町を築いていくためには必要不可欠であり、今こそ再度、本町のかじ取り役として2期目に向けて再出馬されることを望むところでございます。

町長選挙まであと2カ月しかございません。既に町長の意向は固まっていると思われませんが、ぜひとも町長の意向をお聞かせいただきたく、質問に及んだ次第でございます。どうか、今後の宇治田原町発展、宇治田原町住民のためにも、町長の決意をお聞かせ願います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、藤本議員の私の2期目挑戦への意欲についてご答弁申し上げます。

藤本議員におかれましては、私がこれまで取り組んでまいりました町政や施策に対しまして過分の評価をいただいていることに、まずもってお礼を申し上げたいと思います。

早いもので、平成25年2月に多くの住民の皆様方のご支援、ご支持を賜りまして、私が第16代宇治田原町長に就任させていただき4年近くが経過し、任期もあと2カ月弱となってまいりました。この間を振り返ってみますと、就任早々の平成25年9月に

本町を襲った台風18号による甚大な被害への復旧に全力を傾注してまいりましたとともに、少子高齢化や人口減少社会に対する地方創生への取り組みが重要度を増し、いよいよこれからまちづくりの正念場を迎える時期に入ったと感じておるところでございます。

このように、私といたしましては無我夢中で歩んだ4年間でもございましたが、今日に至りますまで町政を無事に運営させていただくことができましたのも、議員各位をはじめ住民の皆様方の温かいご支援とご協力があったからこそと深く感謝を申し上げる次第でございます。私といたしましても、将来の宇治田原町が活力あるまちであり続けるために、ここ数年の町政運営が鍵を握ると認識をいたしておるところでございます。

こうした状況の中、町長としての2期への意欲に対するご質問に対してですが、現在、本町が最も重要な時期を迎えている時期であります。意欲も気力もあると思っておりますが、それだけではという考えのもと、先日来より各方面から、ありがたく光栄にも2期目への出馬要請をいただいておりますところであり、私に与えられた責任の重さを改めて感じるとともに、私自身がこの時期において、ふるさと宇治田原のために何ができるのか、何をなすべきかを真剣に考えさせていただいておりますのが正直なところでございます。目下、今日まで私をお支えいただき、ご指導、ご鞭撻を賜ってまいりました皆様方とご相談させていただいておりますところであり、できる限り早急に決断をさせていただきたいと存じますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） ありがとうございます。

私が期待しておりましたような回答とまでは至りませんでした。今の町長の心の内は、答弁内容ではわかり知ることができたと思います。本日は、これ以上言及はいたしません。ぜひ近日中に、改めて町長の決意のほどをお示しくくださいますようお願い申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

福祉バスについて質問させていただきます。

現在の福祉バスの運行については、宇治田原町地域公共交通検討委員会で協議検討中と聴取しており、平成28年11月30日付新聞報道でも取り上げられましたが、改めて現在の利用状況についてお聞かせください。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 福祉バスにつきましては、町内における高齢者や障がいを持った方などの交通手段を確保するため、平成14年より運行を開始いたしました。

これまでの経緯といたしましては、平成19年に運行ルートを1ルートから現在の南ルート、それから北・高尾ルートの2ルートへの拡充、平成21年には利用者対象者を妊婦や就学前の子どもを連れた保護者等に拡充、そして平成24年には各ルートの拡充を行い、利便性向上や公共交通空白地の解消を図ってきたところでございます。

運行につきましては、盆と年末年始を除く平日、ワゴン型車両とバス型車両の2台で運行しており、南ルートが1日13便、北ルートが1日11便、高尾につきましては火曜日と金曜日に1日6便運行しているところでございます。

なお、利用者数ですが、平成26年度で南ルートが5,412人、北ルートが8,841人で合計1万4,253人、平成27年度で南ルートが5,186人、北ルートが9,737人で合計1万4,923人となっております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） ありがとうございます。

今お示ししていただきました利用状況を踏まえて、福祉バスの利用制限緩和、バスルート変更、ダイヤ改正についてお伺いさせていただきます。

福祉バスは、町内一円、高齢者、障がい者、妊婦、小さいお子さま連れの方々を対象に運行されているようですが、それ以外にも福祉バスを利用したい方々がいらっしゃいます。例えば小学生や中学生でございます。スクールバスは、通学距離が小学校では4キロ、中学校では6キロ以上との要件が定まっておりますので、特定の地域に限定されるのですが、この福祉バスが誰もが利用できるようになれば、下校時の利用もできるのではないのでしょうか。また、帰宅後、図書館やスーパーでの買い物、友達の家遊びに行くなどの利用も考えられます。もちろん徒歩や自転車で行くこともできると思いますが、町運営の福祉バスを利用することで、その行動範囲も広がるものと考えます。

昨今、交通事故だけでなく、誘拐や連れ去り事件も全国で数多く報道されており、保護者にとっては、徒歩であれ自転車であれ心配事は尽きません。もちろん、バスだからといって絶対に安全というものではございませんが、移動手段の一つとして子どもたちに利用できるようにし、福祉バスの利用促進につなげていければ一石二鳥ではないかと考えます。

また、利用者制限の緩和ができるのであれば、ルートを変更し、各小・中学校にもバ

ス停を設置し帰宅時間に合わせるなどのダイヤ改正を行えないかも、あわせてお伺いさせていただきます。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 本町の公共交通は、福祉バス、コミュニティバス、そして路線バスの3つの体系があります。これに新たな公共交通も視野に入れて、今年度、宇治田原町地域公共交通検討委員会を設置し、公共交通のあり方について検討を行っているところでございます。

検討委員会で実施しましたアンケート結果につきましては、福祉バスの利用制限に対する意見も多く、誰でも乗れるようにする、利用対象者の制限をなくすなどの回答が53%あり、半数を超えていました。利用促進につなげるためにも検討が必要との意見が出されたところでございます。

議員が言われますように、子どもたちの利用ができれば、図書館のほかにも住民プールなどの公共施設利用やスーパーにお使いに行くなど、行動範囲も広がり、利用促進にもつながるものと考えております。

しかしながら、下校時のバス利用については教育部局との協議も必要であり、これに加えて、現在の福祉バスルートは小・中学校を停留所としてはおりませんので、あわせて検討が必要となります。

現在、地域公共交通検討委員会では、利用者減少の課題やさらなる利便性向上に対する改善のため、公共交通体系の確立に向け議論を進めておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（田中 修） 藤本君。

○8番（藤本英樹） 住民に実施したアンケートを宇治田原町地域公共交通検討委員会に提言し、改革を行おうとしている時期でございまして、住民の多くも誰でも乗れるようにするという意見が多数ございました。

新たな路線開拓や新規バスの運行を要望しているのではなく、少し手直ししてもらえば、より小・中学生の安心・安全につながるものと思われまして、小・中学生とお年寄りや住民の方々が同じ公共機関を利用することで、社会勉強や地域の和を広げる道づくりになるとも考えられます。

宇治田原町地域公共交通検討委員会で今後のあり方が検討されている今、運行ルート、ダイヤとも大幅な変更を行う時期に来ており、早急な検討、改革を要するものであると考え、質問させていただきました。ご清聴ありがとうございます。

○議長（田中 修） これで、藤本英樹君の一般質問を終わります。

引き続きまして、7番、山本精君の一般質問を許します。山本君。

○7番（山本 精） 山本精です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1件目は、公共交通の充実についてであります。以下2点にわたって聞いてまいります。

現在、宇治田原町地域公共交通検討委員会において、路線バスの利用や福祉バスの運行のあり方など検討がなされているところでありますが、この間出ましたアンケートの自由意見にもありましたように、利用されている住民の方で必要に迫られているのが、福祉バスの土曜、日曜、休日の運行の実施です。平日以外も町内、町外への買い物や、土曜、日曜、休日の各種行事への参加をしたくても足がないから参加ができない、何とかしてほしいとの声を聞きます。まず、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 福祉バスの運行日につきましては、盆と年末年始を除く平日のみ運行しているところでございます。

現在、宇治田原町地域公共交通検討委員会の中で、利用者減少の課題や、さらなる利便性向上に対する改善のために、運行日などについても議論を進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 福祉バスの運行日の検討、今、宇治田原町地域公共交通検討委員会のほうで話をされている、議論をされているということですので、ぜひとも検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほども藤本議員のところに出ていましたが、緑苑坂とか南の上ノ山とか立川の上糠塚では、福祉バスの運行がなくて不公平だという声を聞いています。福祉バスのルートの変更などを今考えているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 福祉バスの運行ルートとしましては、当初、路線バス廃止地域を中心に1台で運行していたものを、平成19年に当時の検討委員会の提言をもとにバスを増便し、現在の2ルートへ拡充し、さらに平成24年には現在のルートまで拡充してきております。

しかし、運行日と同様、さらなる利便性向上に対する改善のために、先ほども答弁さ

せていただいておりますが、宇治田原町地域公共交通検討委員会の中でこれも議論を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） この点も宇治田原町地域公共交通検討委員会での議論を進めるということなので、それに期待をしております。ぜひとも実現できるようお願いしたいと思います。

3つ目に、福祉バスの年齢制限などをなくすということで質問を予定していましたが、先ほどの藤本議員の質問内容と同様になりますので、次に進みます。

2点目は、路線バス代補助についてであります。

宇治田原町では、町外へ出る公共交通機関が京都京阪バスしかなく、町外に出るためのバス代が高く、家計への負担が大きい、町外に出ることにちゅうちょしているという声を聞きます。そのためのバス代補助をしてほしいという声も聞きます。その点についての町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 青山介護医療課長。

○介護医療課長（青山公紀） 高齢者の外出を支援し、老後の生活の充実を図ることは、何らかの対策が必要ではないかと考えているところでございます。そのため、どのような対策があるのか、先ほど来からお話も出ておりますけれども、地域公共交通検討委員会での当該での動向も踏まえながら、今後検討していくことが必要であると考えておりますので、どうかご理解願いますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今どのような対策方法があるのかなどを検討するということでしたが、具体的にも京都市なんかでは敬老パスというような方法、また町内で高校生のバス代補助に関しては回数券でのバス代への補助とかを実行されています。ぜひ、今後とも有効なバス代補助の方法、今言われていました宇治田原町地域公共交通検討委員会において検討してくださることを切にお願いいたします。

次に、2件目ですが、防災対策についてです。

先ほど来からも出ていましたが、近年、今までに経験したことのないような災害が全国各地で発生しています。例えば、ことし4月の熊本県や大分県を中心とした大震災、2度の震度7を超える大きな揺れが甚大な被害を引き起こしました。宇治田原町でも、昭和28年の大水害、また4年前、3年前の豪雨による災害を既に経験しております。

いつ、どこで、大規模災害がまた起こるかもわからないのが現状であります。

これまでの自然災害、大災害や豪雨災害、土砂災害といった災害を教訓として、災害時の緊急対策をする上で欠かせないものが、住民への一刻も早い情報を知らせることと避難を知らせることです。そのための同報系の防災行政無線や戸別防災無線などの整備が喫緊の課題であると考えられています。この点についての考えと現在の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご答弁申し上げます。

先ほども質問の中にもありましたように、本年4月に熊本地震、10月には鳥取県中部地震と相次いで大地震が発生しており、近年、今までに経験したことのないような災害が全国各地で発生しており、いつ、どこで災害が起きるかわからないのが現状です。

そのような中、現在、本町では、災害時における情報伝達はサイレン吹鳴、広報車、緊急速報メール（エリアメール）、防災・防犯情報メールや自主防災会の連絡網により行っているところですが、安全性、速報性、正確性、一斉性などを兼ね備えた本町独自の防災情報伝達システムの整備が必要であることから、平成27年度に宇治田原町情報伝達システム整備基本構想を策定したところでございます。

本年度は基本構想に基づき、行政系ネットワーク網（有線ネットワーク）を活用したIP告知システムの整備を進めているところでございます。このIP告知システムを整備することによりまして、役場庁舎から各小・中学校、保育所、総合文化センターへ地震、台風、豪雨など災害時緊急放送を瞬時に行うことができます。

今後、長距離スピーカーの段階的な導入や新たな情報伝達手段の開発等に伴うV-Lowマルチメディア放送や280メガヘルツ帯電気通信業務用ページャーなど、随時計画の見直しを行い、必要なシステムの整備を図ってまいりたいと考えています。

今後も情報伝達手段は、新技術の導入、ICTの進展により、ますます多岐にわたり選択肢もふえてくると考えられますので、整備に向け、基本計画をもとに庁舎建てかえを加味し、防災行政無線（同報系）や戸別受信機の導入検討も含め、本町に最も適した情報伝達システムについて随時検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今、基本構想に基づきIP告知システムの整備を進めているというのですが、基本構想には小学校など5拠点に今年度中に整備をするとうたっています

ので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、防災行政無線や戸別受信機の検討と言われましたが、基本構想では2018年（平成30年）に導入検討と書かれているだけで、いつまでに導入するのかなどというゴールが示されていません。そのところはどうお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、情報伝達システムにつきましては、今年度よりIP告知システム、長距離スピーカーなど段階的な導入をしたく検討しているところです。地域の実情に対応し、防災行政無線（同報系）と新技術であるV-Lowマルチメディア放送、280メガヘルツ帯電気通信業務用ページャーが同等の機能を有するかどうか、また、庁舎建てかえにより、親局、子局の設置場所や箇所数など、今後導入をする際に検証しなければいけない事項が多数ございますことから、現時点において、いつ、どのような情報伝達システムを導入するのかは、今後しっかりと検討していくべき課題であると認識しているところでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今言われましたけれども、ぜひ、いつまでにこのことをやり上げるのか、ゴールを決めていただくように要請いたしたいと思います。

3回目ですが、今、京都府の2016年制定の災害からの安全な京都づくり条例では、府の役割として、住民に災害情報を提供する体制整備が明記されました。宇治田原町としても、京都府にしっかり援助してもらい整備を進めることが重要だと考えますが、どう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（田中 修） 久野村総務部長。

○総務部長（久野村観光） 京都府におきまして情報伝達システムに係る補助制度はありませんが、IP告知システムの財源としております国の緊急防災・減災事業債が本年、平成28年度で終了することから、継続あるいは恒久的な制度となるよう要望しておるところでございます。また、財政支援の拡充につきましても、京都府を通じ要望しているところでございます。

いずれにいたしましても、有利な財源の確保のため、今後も京都府に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくようお願いいたします。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今言われましたように、京都府への要請、しっかりと進めていただ

きますようよろしくお願いいたします。

3件目は、専門医の招致についてです。

現在、町内には内科、歯科の医院しかなく、また整骨院などもございますが、その他の専門を診てくれる医師がいない状況です。実際に診てもらうために、近隣の町や市に通院しておられます。そのために、高額のバス代やタクシー代、自家用車での通院は家計を圧迫しています。せめて町内に眼科や耳鼻科だけでも招致していただければとの声を聞きます。

町でもいろいろ努力しておられるとは思いますが、町内への専門医の招致についての考えと現在の状況についてお聞きしたいと思えます。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 耳鼻科、眼科等の専門医を招致することにつきましては、医療機関との連携が不可欠であり、これまでから医療機関とは協議を行っているところですが、医療機関においても耳鼻科、眼科等の専門医の確保に苦慮されており、診療体制の確保が難しい状況にあります。

現状では、解決すべき課題が山積しておりますが、今後においても医療機関と相談させていただく中で、実施に向けた努力を継続してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山本君。

○7番（山本 精） 今いろいろと検討しているというところではございましたが、ぜひ専門医の招致を実現できるよう努力をしてもらいたいと切にお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山本精君の一般質問を終わります。

引き続きまして、10番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○10番（今西久美子） 今西久美子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目は、高校生の通学バス代についてお伺いをいたします。

高校生の通学バス代につきましては、町の補助があってもまだまだ負担は大きく、子育て世代の家計を圧迫しています。以下3点についてお聞きをいたします。

1点目には、学期ごとの支給についてです。

高校生の通学バス代補助は、3月に申請をし、1年分まとめて翌年度初めに支給されることとなっておりますが、特に初年度は、1年間のバス代を一旦全額支払う必要があります。

ます。保護者の皆さんからは、学期ごとに支給してほしいとの声がありますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 現在、支給時期につきましては、1年分をまとめて補助金を支給しております。年度の途中で定期券から回数券へ、回数券から定期券へ、また退学等々さまざまな利用実態があることなどから、1年を通じて運用させていただいたほうが保護者の方も整理がしやすいとの思いから、現行の形態で運用させていただいているところでございます。

現在、予算協議においての高校通学費補助金交付要綱見直し中であり、支給時期につきましても、あわせて検討することとしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 今、1年を通じて運用したほうが保護者の方も整理しやすいというようなご答弁がございましたけれども、1年分定期の写しをずっと保管しとかなあかんのですね。もし紛失した場合は補助率が下がるというふうに書かれております。学期ごとのほうが紛失する可能性も低いということで、ぜひとも実現に向けたご検討をお願いいたしておきます。

2点目には、4年制以上の高校に通う生徒への補助についてお聞きをいたします。

通学バス代の補助は、現在の交付要綱では、補助金の支給対象期間は中学校卒業後3年間ととなっておりますが、定時制の高校は原則4年、工業高等専門学校は5年となっていることから、4年目、5年目については補助がない状況です。4年目以降も支給ができるよう柔軟な対応を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 高校生通学費補助制度創設時におきましては、公共交通の利用促進もあり、高校通学のバス代を補助するというスタンスで制度設計をさせていただいたところでございます。

通常、高等学校は3カ年であり、中学校卒業後の3カ年を基本としているところでございます。4年制、5年制等、学校の形態により3年を超えて通学する場合もあり、学校に通われる期間は人さまざまですが、一律に3年間を補助対象とすることで平等な支援をさせていただいているという側面もございます。

ただし、本件につきましても、高校通学費補助金交付要綱を精査する中で検討したい

と考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 交付要綱では、高校生もしくは専門学校生の保護者には補助金を交付するという事になっているわけで、4年目も5年目も高校生なり専門学校生には間違いがないので、ぜひともこれも実現をしていただきたいというふうに思います。

3点目ですが、全額補助についてお聞きをいたします。

本年度につきまして補助拡充をしていただきましたけれども、それでも保護者の負担は大きく、子どもが高校生になれば引っ越すという声を何度も紹介をしてみました。

先日実施をされました公共交通に関するアンケートの中でも、いろいろな意見が出されておりました。定期が高いので交通費に困っている、高校通学が始まることを考えると交通費の出費が大き過ぎるので駅の近いところに引っ越しを考えています、高校、大学の通学の全額負担をまず町が行い、若い人たちに宇治田原町に住んでもらうことを考えてほしい、年間で15万以上費用がかかり苦しい、費用補助の拡充をなど、こういった声が複数寄せられておりました。

さらに、本年9月の決算委員会では補助率を10分の10に引き上げるなど、速やかな見直し検討を求めるとの附帯意見がついたところですが、真摯に受けとめていただき、来年の予算にぜひとも反映をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 先ほど来のご質問でもご答弁させていただいておりますが、諸課題を整理する中で具体的な対応を取りまとめさせていただくべく、検討を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 先ほどから部長は検討していますとしかお答えにならないので、町長にお伺いをしたいと思います。

町長は、4年前の町長選挙の中で新聞社のインタビューに対し、高校生の通学費補助について、まず2分の1まで拡充後、段階的に拡充し全額補助を目指すと答えておられます。全額補助について、町長の思いをお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えを申し上げます。

私自身も3人の子どもを持つ親として、高校生の通学費、3人とも京都市内へ行っておりますので、そのことは痛切に感じておるところでございます。人口減少の中、子

育てしやすいまち、これを目指していかなければならないということも事実でございます。2分の1から段階的にという当初の私が町長になったときのお話でございますけれども、そういった中で、先ほど黒川部長も申し上げておりますとおり、いろいろ諸課題を整理する中で具体的な対応を取りまとめるべく、現在、関係部署にも検討するようにと指示し、精査しておるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） ご自身の体験も語られまして、子育てしやすいまちにしていかなあかんということもお示しをいただきましたけれども、諸課題を整理する中で具体的な対応を取りまとめるべく関係部署による検討を指示したと、これはさっきの部長の答弁ともほとんど変わらないですね。部長と同じような答弁しかできないようでは、町長の存在意義は、私はないというふうに思います。

私は先ほど町長の思いをお聞きしたわけで、10月には700筆を超える署名を添えて、子育て支援の充実に関する要望書を提出させていただきました。先ほど申しました9月の決算委員会の附帯意見、これにつきましても一切答弁がございませんでした。住民の声や附帯意見をどのように受けとめておられるのか、そして、どういう方向で検討を指示したのか。ただ検討しろではなかったというふうに思うんですが、どういうことで検討指示をしたのか、町長ご自身の言葉でお答えいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） どういうことを検討しろと言ったのかということでございますけれども、やっぱり目的は一つでございます。やはり通学費に負担がかかっていると、そういった中で踏まえて検討しろと申し上げたところでございます。

附帯意見も、私自身は9月の議会のと看につけていただいたところでございますけれども、それにつきましては、閉会のご挨拶にも重く受けとめてというご挨拶をさせていただいております。そういった中で、現在、検討するようにということで指示をしているわけでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 先ほどのご答弁と合わせますと、通学費に非常に負担がかかっているということで何とかしてあげたいと、子育てしやすいまちをつくるためにも頑張っていくと、附帯意見についても重く受けとめているということで、前向きにご検討を

指示していただいたというふうに受けとめさせていただきますので、来年度予算、ぜひとも期待をいたしております。よろしく願いをいたします。

次に、新庁舎についてお聞きをいたします。

まず1点目は、建設予定地についてであります。

9月議会の新庁舎建設調査検討特別委員会におきまして、新庁舎の建設場所が都市計画道路山手線と町道南北線が交差する北東角地との報告がございました。庁舎建設委員会では、候補地として4つの案が示されたとのことですが、そのうちの2つは浸水想定区域や土砂災害特別区域にある、また確保できる面積が限られているなどの理由で三角とし、既に民間会社の太陽光パネルが設置をされており除去するのに多大な費用がかかる場所が丸となっておりまして、なぜここが丸なのか私には理解ができませんが、候補地4だけが二重丸となっていました。

当然候補地4が建設予定地という結果となったわけですが、しかし、これでは行政主導、この場所ありきの議論ではなかったでしょうか。この場所は国道307号から800m、最も近いバス停から約1キロ離れております。ずっと坂道が続きまして、車の運転ができない方には大変行きにくい場所となっております。隣接地には都市公園もつくる予定とのことですが、子どもたちも行きにくいのではないのでしょうか。

先ほど、午前中の質問の中で垣内議員からも、新庁舎の位置について寄せられているという住民の声が紹介をされましたけれども、私どもは現在、新庁舎に関するアンケートを実施しています。3日間で既に50通を超える返信が寄せられておりますけれども、約半数の方が「知らなかった」と答え、7割の方が「今の場所でいいと思わない」と回答されております。その中には、なぜあんな場所に庁舎をつくるのか、不便だ、年寄りには行けない、住民の意見を聞くべきだなどの声が寄せられています。町長の認識をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 新庁舎の建設につきましては、平成25年12月の現庁舎の耐震性能やまた危機管理面での不安、庁舎のスペース不足、バリアフリーへの対応など現状や課題を検証し、あわせて近年全国各地で発生している自然災害の状況や地震の発生予測から、災害対策活動の拠点となる安心・安全な庁舎の必要性を痛感し、現庁舎の改修から新庁舎建設へと方針の転換を決断したところでございます。

そういった中で、その後、新庁舎の基本構想、基本計画を策定するための検討を開始し、建設予定地につきましては、学識経験者や住民の代表の方々と組織いただいた庁舎

建設委員会からの意見具申では、宇治田原山手線に近い新都市創造ゾーンが望ましい、議会からの提言では、ハザードマップに危険箇所としての記載がされているところを避けるべきと意見をいただき、そして、第5次まちづくり総合計画策定時のさまざまな議論を経て、新都市創造ゾーンのシビック交流拠点内に位置づけましたところでございます。

9月議会で報告しました建設予定地につきましては、目標としております平成32年度の開庁を見据え、シビック交流拠点内の建設可能地を調査し、4候補地を特定する中、基本構想で示す評価項目を基準として総合評価を実施した結果であります。

ただ、現庁舎から約1.4キロ東南に移転をいたしますことから、建設委員会からもご意見をいただいておりますように、アクセス環境の充実を図ることや、議会からの提言もございました住民サービスの向上により市街地から遠ざかるとのイメージを払拭するよう、取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 議会からの提言では、確かにハザードマップに危険箇所として記載されたところを避けるべきということを申し上げましたけれども、それだけでなく、住民にとって利便性も重要な要因であり、必要であれば安全対策を講じることによってクリアすることも次善の方策として考えられると、こういうことも言っているんですね。都合のいいところだけを抜き出していただきたくないんですが、つまり、住民にとって利便性が非常に重要であるので、たとえハザードマップに危険箇所として記載されている場所であるとしても、きちんと安全対策を講じればそこでもいいよと、こういうふうに議会では言っているつもりでありました。

今回の場所は、住民の利便性などは全く考慮されていないのではないのでしょうか。だからこそ、多くの住民から苦情が寄せられているのだというふうに思います。

庁舎建設委員会は公開をされていましたが、傍聴はあったのでしょうか。広く住民に呼びかけて情報を伝える努力をされたのかどうか、その点をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 庁舎建設委員会につきましては、宇治田原町審議会等の活性化指針に基づき、公開としております。事前に会議日時を町ホームページにおいて告知の上、傍聴を希望される方に対しまして傍聴を認めさせていただく中で、委員会を開催させていただいたところでございます。

実績でございますが、計6回の会議で報道機関を除きますと誰もなかったところがございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 6回の会議で一人も傍聴がなかったということを一体どのよう
に捉えられているのでしょうか。PR不足といいますか、こんなに大事な問題で、町の情
報公開の本気度が私は問われるというふうに思います。

そこで、2点目の住民の意見聴取についての質問に移ります。

新庁舎をどこに建てるかということは、住民にとって非常に重要な問題であります。
今のこの庁舎を建てる際には、どこにするかということで、まちを二分するような大論
争になったと、当時の方からお話をお聞きいたしております。それくらい重要なことな
んですね。私は、もう建設場所については住民投票してもいいぐらい、それくらい重要
やというふうに思っております。

建設予定地については、最終的に決定するには条例の改正も必要ですので、議会の承
認ということになるとは思いますけれども、町として今やるべきことは、住民の意見を
聞く取り組み、このことではないでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） おっしゃるとおり、住民の方々の意見を聞くことにつきましては、
非常に重要であると認識をしておるところでございます。

先般、臨時議会におきまして、新庁舎建設に関する具体的内容を把握し、客観的な情
報に基づき的確に判断をしていくため、新庁舎建設調査検討特別委員会を設置してい
ただいたところございまして、特別委員会でのご意見も聞く中で、パブリックコメン
トについても今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） パブリックコメントなどで住民の意見を聞くというのは、もう
建設場所も基本計画も決まってから、もう実施設計も作成された後でパブリックコメン
トという予定になっているかと思います。

9月議会にも、建設予定地が決まりましたという結果の報告でありました。現時点で
は住民の理解は全く得られていません。今の段階で、私は住民の理解を得る努力をすべ
きだというふうに思います。それよりも何よりも、さっきも言いましたけれども、全く

知らないという人が大勢おられるわけです。今からでも遅くありませんので、庁舎検討委員会が決定をした建設予定地について説明をして、住民の意見を聞く機会を持つべきではないでしょうか。再度お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 繰り返しになりますけれども、住民の方々の意見を聞くということは非常に重要なことをごさいます、これまでも庁舎建設委員会が開催されれば議会へも報告させていただいておりますし、その特別委員会を今議会で開催していただくということになっております。したがって、まず議員諸氏に建設予定地が項目として含まれてございます基本計画（案）につきましてご報告を申し上げ、ご意見を賜りたいと思っておりますので、どうかご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 住民の意見を聞くのが重要やおっしゃるのなら、私は今、今こそ聞くべきやというふうに思うんですね。議会にも当然報告をしていただいたらいいですよ。いいんですけれども、ただ9月議会の特別委員会では、建設予定地が決定しましたという報告があったじゃないですか。その後、議会に報告してそれで終わっているんですね。住民の意見を聞くのは重要やとさっきから何回もおっしゃっているのなら、私は、その後、各地区を回って説明会を開くべきだったというふうに思います。

今議会の特別委員会には意見具申の基本計画案が説明をされるということですね。そして12月には、もう今ですが、基本計画策定、来年の1月から3月には委託業者決定、また今議会には、そのための予算が1億円余り補正計上もされています。住民が知らない間にどんどん進んでいくんですよ。先ほどスピード感を持ってというお話がありましたけれども、これについてはやっぱりじっくり住民の意見を私は聞くべきやというふうに、何度も申しますけれども思います。

西谷町長は、当選直後の新聞インタビューに答えて、町政運営の基本方針を聞かれ、どのように答えられたか覚えていらっしゃいますか。住民目線を一番に、住民の気持ちに立って運営したい、このように語っておられるんですね。今回の決定のどこが住民目線でしょうか。どこが住民の目線に立っているのでしょうか。

さらに、先ほどからも町長はおっしゃっております百万一心、みんなが力を合わせれば何事もなし得ることを意味しているということでしたけれども、住民の意見も聞かんと、住民が知らん間に庁舎の建設場所を決めて、こんな状況でみんなが力を合わせられ

るでしょうか。初心はどこへ行ったんでしょうか。これが西谷町長のやり方なんですか。お答えください。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 初心はどこへ行ったのかということでございます。

あらゆる面で初心は忘れることなく住民目線で、また皆で力を合わせれば何事もなし得る。

今回の建設場所につきましては、今後やはり説明はしていく、意見調整はしていかなければならないと考えております。ただ、昨今の災害状況、例えば昨年常総市、鬼怒川の決壊で役所の1階がつかってしまった。以前は京都の大江町が1階全部つかって戸籍がもう全部流れてしまったと。想定外の状況が今各地で起きていると。ただ、想定外は許されないというのが自治体の責任なわけですね。そういった中で、やはり安心・安全で人の命を守る場所、やっぱりそういうものを第一に置くべきでないかなというふうに思っております。

不便だというお声も私自身にも入っておりますが、それにつきましては公共交通の検討の中で足を確保していこうと、そういった中で将来30年、50年先に住む人のためのまちづくりにしっかりと取り組んでいかなければならないというそういう思い出いっぱいがございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 今おっしゃったようなことを私はきちんと住民に説明すべきやと言っているんです、さっきから。

いずれにしても、この場所がいいとか悪いとか、そういう以前に、住民の意見も聞かないままでこの場所が決定ということになれば、私は将来に禍根を残すというふうに思います。そのことを指摘申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

最後に、保育所についてお聞きをいたします。

1つ目には、待機児童についてであります。

先ほど山内議員の質問にもございましたけれども、町はこの間待機児童はないとずっと答弁をされてまいりましたけれども、複数の保護者から入所できないと言われたというお声をお聞きしています。国が定義する待機児には入らないけれども、潜在的な待機というのはあるというふうに思います。これらを町定義、国定義に入らない町定義として規定をし、潜在的待機に対する認識というのが私は町には必要やと思っておりますが、いか

がでしょうか。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 先ほど山内議員のご質問にお答えしましたとおり、今年度、町立保育所においては育児休業明け等のゼロ歳児の途中入所のご希望が多く、適正に保育できる受け入れ人数に達して以降は、育児休業を延長されるなどでご対応いただいている状況です。

町といたしましては、保育所の入所希望には対応できるよう、これまでから取り組んでまいりました。また一方で、安全な保育体制は確保しなければならないものとして受け入れ人数を定めているところです。年度途中での入所が困難である状況については、国の待機児童の定義にとらわれることなく、早急に対応すべき状況としてきっちりと認識し、具体策の検討を進めているところです。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 国定義にとらわれることなく早急に対応していくというご答弁がございました。

先ほど、これも山内議員がおっしゃったんですけれども、ご答弁がなかったのでちょっとお聞きをしますが、現在、3子目が入所できなくて職場の事業所内保育所に預けておられる方がおられます。本来、3子目は無料となっているんですが、この方の事業所内保育所については認定外のために、3子目なのに無料となりません。また、入所できない場合に、一時保育で対応してくださいと言われてましたとおっしゃる方もおられたんですが、一時保育でも2子目、3子目の軽減はございません。保育所に入れた人と入れなかった人でこういう不平等感がございます。

希望している対象者が全て受け入れられるということが望ましいとは思いますが、こういう受け入れができない場合の対応というのも考える必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 育児休業明け等で途中入所をご希望の場合、受け入れ状況を事前にお問い合わせいただいた際には、現状においてゼロ歳児については受け入れ困難となっていることをお伝えし、保護者のご判断で育児休業の延長やお勤め先の事業所内保育所をご利用されるなどでご対応いただいております。

このような状況を踏まえ、現状においては、保育の必要性のある児童を受け入れられる体制を早急に確保することが第一であると考え、次年度の体制整備に向けた具体策の

検討を進めているところですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 私が望ましいと申しました保育の必要性のある児童を全て受け入れられる体制を早急に確保すると、これが先ほどもおっしゃっていた補正予算に上がっていることかとは思いますが、ぜひともその点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、一時保育の利用料についてお聞きをいたします。

一時保育の利用料は1日2,000円と給食費が300円、合計2,300円となっています。例えば、半日だけ預けたいと思っても、保育料は同額で割高感があります。せめて午前と午後に分け、半日の場合は半額とするなどできないかお尋ねをいたします。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 一時保育事業については、今議会において整備費用を補正予算計上させていただいており、体制の充実を推進しているところです。

今後も保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう、一時保育事業を含む各種子育て支援事業を総合的に活用し、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えており、その上で利用料等は必要に応じて検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） それでは最後に、保育所の駐車場についてお聞きをいたします。

保育所の駐車場は、保護者だけでなく職員の皆さんも利用をしておられます。この間、職員がふえたのはよいことだと思いますけれども、その分、職員の車もふえ、保護者の送迎の車が駐車場に入りにくい状況があります。時には、駐車場に入れない車が前の道路で四、五台待っているというようなこともございました。

以前、常任委員会で指摘をさせていただいたときには、必要に応じて園庭に職員の車を移動しているというようなご答弁がありましたけれども、職員駐車場を別の場所にきちんと確保すべきではないでしょうか。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 保育所の駐車場につきましては、朝の登所、夕方の退所時の車が集中する時間帯は非常に混雑し、ご不便をおかけしている状況です。このような状況を解消すべく、職員駐車場用地を近隣で確保するため調査しておりましたが、おおむね可能な状況となりました。今後、細部を調整しました上で予算計上してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 職員駐車場用地を近隣で確保をしていただけるようだとということで、新年度予算に期待をしたいと思います。ありがとうございます。

現在の駐車場は歩車分離ができておりません。だから、車と子どもを連れた保護者、また子どもが同じところを通っているというような状況であります。巡視員の方を配置していただいておりますけれども、駐車場が、先ほどのご答弁でもありましたように広くなれば、歩く距離もふえるということになります。現に、京丹後市や広島では、保育所の駐車場で子どもが送迎の車にはねられるというそういう事故もあったという事例がございます。事故が起きないように、車が通る場所と歩く場所を分けるなど工夫というのができないでしょうか。

○議長（田中 修） 立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） 駐車場内での安全確保については、日常的に児童に対して注意喚起を行い、また車で登所される保護者へは、子どもが飛び出してくる可能性を考慮して十分注意していただくよう呼びかけを行っているところです。

現在、先ほど答弁申し上げましたとおり、駐車スペースの確保に向けて検討を進めているところであり、駐車待ちの車の混雑が解消されれば、一定場内の見通しがよくなり、安全確認がしやすくなるのではないかと考えております。その上で、歩行者の安全性の向上については、駐車スペースを減らすことなく実現可能な方法を模索しながら今後検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○10番（今西久美子） 小さな子どもさんの行動というのは予測ができません。2人、3人連れておられる方もおられるということもありますので、より安全な駐車場になるようにご検討いただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、4番、馬場哉君の一般質問を許します。馬場君。

○4番（馬場 哉） それでは、4番、馬場哉が、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1件目、放課後児童健全育成事業についてお聞きをいたします。

質問のその1、田原学童施設について。

学童保育は、保護者の就労などで放課後に保護する者がいない家庭の児童に対して、

授業の終了後に遊び・生活の場を与えて児童の健全な育成を図る目的で実施をされております。11月現在、田原学童においては70人の児童が利用しており、本年7月から土曜日、学校の長期休みの実施時間を保護者の声に応じて30分繰り上げ7時30分から行うなど、評価できるところでございます。しかしながら、改築から14年を経過した施設は老朽化が目立ちます。本年5月に空気清浄機を2台導入、7月に保護者会から改善の要望が出された後、壁や床の修理が行われるなど、児童の育成環境の改善に努力をさせていただいております。

しかし、今後、施設については、継ぎはぎの補修を続けるより、児童のよりよい成長と発達、そして学びの場を提供する観点と、一方の宇治田原学童施設との均衡という意味においても、田原児童施設の建てかえを検討するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 田原学童の施設につきましては、議員をはじめ保護者の方々より、施設環境整備のご指摘をいただいているところでございます。施設修繕や備品整備などさまざまな対策をまいりましたが、老朽化における対策には苦慮しているところでございます。

施設の建てかえにつきましては、検討しているところですが、学童施設が子どもたちにとって生活や遊びの場として心身健やかに過ごすことができますよう、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ありがとうございます。

田原学童の施設については建てかえで検討していくとの答弁をいただきました。教育委員会におかれましては、今後の教育行政の施策展開を考慮しながらも、児童の健全な育成を図ることを目的に、この問題については早期の着手をお願いしたいと思っております。

続きまして、2つ目の質問です。

質問の2つ目、「放課後児童支援員」本町の現状についてお聞きをいたします。

2015年4月より、子ども・子育て支援新制度が実施されております。学童保育の指導員に対する専門資格、放課後児童支援員が新しく創設され、学童保育に2人以上の放課後児童支援員を配置することが義務づけられているとのことですが、本町での現状をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 岩井社会教育課長。

○社会教育課長（岩井直子） 厚生労働省は放課後児童育成事業の質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、平成26年4月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を策定、公布しました。これにより、市町村では、放課後児童育成事業の設備及び運営について省令で定める基準を踏まえ、条例で基準を定めることとなり、本町におきましても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において規定しております。

ご指摘の放課後児童支援員につきましては、支援の単位ごと、おおむね40人の児童に2人以上の配置を義務づけています。ただし、2人のうち1人は補助員にかえることができることから、通常、両施設とも、児童支援員2人に補助員2人の計4人が子どもたちの支援に当たっております。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ありがとうございます。

現在、宇治田原、田原両施設とも、条例に定められている児童支援員2人と補助員2人の計4名で子どもたちの支援に当たっていただいているとのことでございます。保護者の方からは、支援員、補助員の若返りや教員資格を持つ支援員の配置を望む声もありますので、引き続き、地域に自分の力を生かす地域人材の発掘、若い人材の育成に努力をしていただくようお願いをいたします。

では変わりました、2件目の質問に移ります。

2件目の質問、町内企業就業推進事業についてお聞きをいたします。

質問その1、本年9月補正予算、補正当事業の進捗状況についてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 馬場君、もう一度、質問を最後まで言っていただけますか。馬場君。

○4番（馬場 哉） では、大きな件名の2件目のほうに移らせていただきます。町内企業就業推進事業についての2件目、大きな2件目の質問です。

その質問事項1つ目、本年9月補正の当事業の進捗状況についてお聞きをします。

緩やかな人口減少になっている本町において、移住対策、うじたわらっ子の定住対策として、住民・企業・行政等が一体となって取り組まなければならない宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略の1「まちに若者を呼びこみ、働く場を確保する」との施策として9月補正で可決をされました本年度中に行われる当事業の実施について、スケジュールと内容をお聞きします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 本年9月補正予算でご可決いただきました町内企業就業推進事業につきましては、町内在住者の町内企業への就業促進を目的として、主に町内に住む若者やその保護者を対象としつつ、求職者全般を参加可能とし、就職に関する基礎知識や心構えの習得及び町内で活躍する事業者の紹介をセットで行うセミナーを開催することとしております。

今年度中に3回の開催を予定しており、第1回は12月26日総合文化センターにおいて、第2回は1月6日林業センターにおいて、第3回は3月下旬をめぐり調整しているところでございます。いずれも学生の皆さんが参加できるよう、冬休み及び春休みの期間に合わせて開催するものでございます。

事業者紹介に参加いただく企業は、町ホームページで公募しており、第1回に4社、第2回に4社、それぞれが参加していただくこととなっております。残り第3回の参加事業者も引き続き公募しているところでありまして、将来の宇治田原町を担う若者が、この事業によりできるだけ幅広い事業者と出会えるよう期待するところであります。

なお、周知の方法といたしましては、昨日の新聞折り込みのチラシのほか、16歳から22歳の町内在住者の世帯にはダイレクトメールで開催案内を送付させていただいているところです。このほか、町ホームページや産業観光課のフェイスブック、ハローワークのネットワークを通じて、仕事を探している人に幅広く参加を呼びかけていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ありがとうございます。

昨日、新聞チラシが入っておりました。これでございますね。さて、ここに内容が書いてありますけれども、平日の昼間、第1回の開催が12月26日月曜日の午後1時半から3時半、第2回が1月6日金曜日の午後1時半から3時半、この平日の開催というのは、確かにみんなが都合のいい時間帯とはいかないかもしれませんが、これに関しては夜のほうがいいのではないかと思います。どう思われますか。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 開催時刻につきましては、出向いただく講師等のご意見を賜りながら決めさせていただいたところでございます。第3回のセミナーにつきましては、今回の結果を踏まえ、改めて講師や企業のご都合もお伺いし、開催日時を検討した

いと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 第5次総合計画でも就業環境の充実を挙げておられます。来年度も町内企業就業推進事業については実施の方向なのでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 来年度予算編成はこれから取り組むところでありますが、就業環境の充実は長期的な視野で取り組むべき課題と認識しておりますので、今年度事業の結果や参加者アンケートをしっかりと踏まえ、今後の事業展開に反映していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 私の記憶によると、3年ほど前までは、工業団地企業の就職説明会というのが文化センターを会場に行われておりました。それを行政がやめてしまって、今回、企業とのマッチングセミナーをこのように企画されましたけれども、これは以前に戻っただけでございます。この間、町内企業への就職推進という点では、町の施策は停滞していたということをおっしゃなければなりません。総合戦略会議で対応しなければならない問題ですので、先延ばしにしないでしっかり取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

質問の2つ目、インターンシップ支援事業の創設についてお聞きをいたします。

先日行われました小・中学生主張発表大会で発表した児童・生徒の中に、宇治田原は自然がいっぱいで住んでいる人が優しいまちと感想を述べる子がいました。ここ5年続けている地域の大人が学校に出向く維孝館中学校のまちづくり出前授業において、宇治田原のいいところを尋ねると、同じように答える生徒さんがたくさんいます。宇治田原の住民の皆様が行ってくださっている地域で子どもを育む取り組みと小・中学生の社会教育のつながりは、大きくなってこのまちに住みたいと思わせるよう、地域DNAを育む成果が出ていると思います。

一方で、高校がない本町においては、中学卒業後から大学生、若い社会人に対して人に投資する策がないと考えています。あと数年で就職して社会に出る高校生、大学生、現状フリーターをしている若者たちに対して、地域の大人、企業、事業所、行政が協力してできることは、彼、彼女らのスキルアップの応援ではないでしょうか。

大学生が進学時、また新社会人が就職のため、一時まちを離れるのは仕方がないと思

います。が、いずれは自分が育ったまちで生活をしたいと思うように、働く場の確保は先決ですし、まちぐるみで若者の就業体験や自分が将来進みたいと思う業種とのマッチングを実施することにより、宇治田原で就職しようと思わせるようなまちの仕組みがあれば、若い人のUターンと定住、他地域からの移住の増加につながるのではないかと考えます。

そこで現在、本町では町内雇用促進助成事業を実施されておりますが、これにかわり、工業団地の企業や町内の事業所等が有給のインターンシップを実施し、大学生等を実習生として受け入れしていただいた場合、交通費などの経費や給与に対して補助を出すような仕組みを創設してはどうでしょうか。担当課の見解をお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） 議員ご指摘のとおり、本町内には高校がないことから、中学卒業後に本町との結びつきが薄れていってしまうことは本町特有の課題と認識しているところであり、先ほどのご質問のあった町内企業就業推進事業では、高校生から大学生の年代の若者を対象に、町内でこれだけの働く場があるということをもっと知ってもらおうという狙いで取り組み始めたところでもあります。

インターンシップ制度につきましては、学生の教育目的で就業体験や職場体験を行うものが主流となっており、受け入れ企業がきちんとプログラムを組むことで座学よりも深い理解が得られる効果が期待される一方、給与を支払いながら本来業務にも従事させるなど、内容によっては労働者とみなされる場合もあり、受け入れ企業側がしっかり制度を理解し、体制を整備することが求められます。

今後は、既に関係機関で取り組まれているインターンシップ制度をはじめ、企業と若者を結ぶさまざまなマッチングプログラムを研究しつつ、既存制度の最大限の活用を図るなど、できることから着手し、本町で育った若者が再び本町に戻って働き、また町外からも若者が集まるような取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力のほどをまたよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

最後に、3つ目の質問ですが、地方創生の視点で、将来のまちの担い手育成についてお聞きをいたします。

12月号きょうと府民だよりの特集で、地域で学び地域で働くと題した府内各地域それぞれの産業担い手養成事業の紹介記事が掲載をされておりました。「地域づくりは、

人づくりから」という言葉どおり、地域の担い手を地域で育てる仕組みづくりに力を入れておられます。

宇治田原でも同じような育成事業をというわけにはいかないかもしれませんが、工業団地の企業の中には京都伝統産業ものづくりの会社もごございます。このような事業所は技能継承のために人材の育成が必要になります。また、教育の分野では、放課後児童健全育成事業の現場において、子どもたちと年代が近いお兄ちゃん、お姉ちゃんと遊びたいと希望する児童があると聞きます。

行政等の事業においても、課題解決の人材の育成が必要です。商工業においては、地域経済活性化につながるような新規事業者を育成することにより、まちににぎわいが生まれます。農業・福祉施設も同様だと考えています。

宇治田原の将来において、産業から教育、福祉の現場に至るまで、生き生きとしたまちにするため担い手を育成する政策が、先ほどから述べているインターンシップ支援事業とすると、まちぐるみで高校生、大学生、若い人を企業、事業所等で受け入れることは、10年後、20年後、まちにとってとても有意義です。宇治田原に住んで将来は宇治田原で働くというような人材育成の施策があればと思いますが、各課を総括して企画財政課長にお考えをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 奥谷企画財政課長。

○企画財政課長（奥谷 明） 本町におきましても、地域の担い手を地域で育てることは非常に重要なことであると認識いたしております。

昨年度に策定いたしました第5次まちづくり総合計画におきましても、「次代を担う子どもたちが地域において様々な経験を通じて心豊かに成長し、社会の変化の中で主体的に生きる力を育む」ことが必要であるといたしております。したがって、この実践こそが、まちづくりの担い手を育てることになり、ひいては地元での就労など地域創生総合戦略の柱である移住・定住人口の増加によるまちの活性化につながるものだと考えております。

こうした中、具体例の一つといたしましては、先ほどご質問の町内企業就業推進事業以外にも、この夏にスタートいたしましたうじたわら学び塾がごございます。これは、学校の授業以外で子どもたちが意欲的、主体的に学べる場所を創出するものであり、高校生や大学生にスタッフとして協力いただくことにより、子どもたちはもちろん、若い方々の人材育成にもつながるものでございます。

こうした取り組みをはじめ、議員ご提案の学生や若い方々を産業や福祉、教育などあ

らゆる分野において受け入れし、育成していくことは重要であり、今後とも各分野においてどのような育成・支援体制が可能か、各課が連携する中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ありがとうございます。

宇治田原にとって、今後、産業や福祉、教育などあらゆる分野において地域の担い手を地域で育てることが、非常に重要なことであることを認識していただいていると思います。ただ、人材の育成は一朝一夕にはいかないものであることも事実だと考えます。地域の方々のかかわりなどにより、子どもたちの地域DNAを育む取り組みは成果が出ています。その子どもたちが成長して大学生になった今、実際に彼ら、彼女たちの中には、宇治田原で事業を興したい、宇治田原で農業をしたいと言う人がいます。そのような若い人たちに、宇治田原の大人はどのような応援ができるのでしょうか。

今月から実施される町内企業就業推進事業は、流出が顕著な町内の若い人たちや近隣の方々に宇治田原で働き、住んでもらうためのものであり、この事業の成果と以降の展開は、今後も注視をしていきたいと思っています。

行政機関において第5次まちづくり総合計画、地域創生総合戦略の司令塔である担当課のリーダーシップに期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中 修） これで、馬場哉君の一般質問を終わります。

引き続きまして、5番、浅田晃弘君の一般質問を許します。浅田君。

○5番（浅田晃弘） 5番の浅田晃弘でございます。初めての一般質問でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、「お茶の京都」について、「お茶の京都」事業に伴う本町の拠点づくりについて質問いたします。

本町では、お茶が重要産業であります。このお茶産業を生かすことができる「お茶の京都」事業のターゲットイヤーが平成29年度、次年度となっております。この事業を成功させることが、本町のお茶産業や観光行政にとって大きな変革をもたらす大変意義深い年度、また事業になるのではないかと大いに期待しているところであります。

さて、この事業においては、他の自治体には決してまねのできない「緑茶発祥の地 宇治田原」としての歴史的資源の活用と来訪者の受け入れ環境の整備が必要となっております。本町の受け入れ拠点となる地域の環境整備については、着々と進捗している

こととは思いますが、拠点となる地域の現時点での整備状況と今後の環境整備についてお伺いをします。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ご存じのとおり、1738年に湯屋谷の永谷宗円翁が日本固有の革新的な青製煎茶法を編み出し、色、香り、味ともにすぐれた煎茶を誕生させ、宇治田原町ひいては日本の茶産業の発展に大きな功績を残した歴史があり、その後、独特な集落景観の形成にも影響を与えております。その価値が高く評価され、永谷宗円生家、湯屋谷の茶園、茶農家、茶問屋の町並みが、日本茶800年の歴史散歩の構成文化財として日本遺産の認定を受けたところであり、「お茶の京都」事業にとどまらず、本町の歴史や観光を語る上で最も大切な唯一無二の資源であると認識しております。

湯屋谷地区につきましては、永谷宗円生家が観光振興計画において観光ネットワークの拠点の一つに位置づけられ、また、地域住民の皆さんや地域外の若い人たちでワークショップを行い策定いたしましたやんたん未来プランでは、戦略的な交流拠点づくりやお茶をテーマとした広域観光、交流促進、地域活性化を進めるために、宗円生家を中心とした湯屋谷エリアをお茶の京都の重点的交流拠点として整備することとしています。

現時点での環境整備の状況をご説明申し上げますと、先ほど山内議員のご質問にご答弁申し上げますとおり、日本遺産案内板、「宇治茶かおり回廊」といった案内サインの整備を昨年度から進めているところであり、今年度におきましては、お車での来訪者の対応といたしまして、永谷宗円生家への玄関口となる湯屋谷会館の駐車場の整備を進めておりますほか、永谷宗円生家の周辺環境整備として生家進入路の改修を進めているところでございます。

今後の整備におきましても、来訪者がこの地域の歴史に触れ、散策を楽しんでいただけるよう、永谷宗円生家の屋根の改修や湯屋谷エリアのベースとなる茶工場のリノベーションなど、地域住民の皆様とともに描いたやんたん未来プランの具現化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） ありがとうございました。

着々と環境整備が進んでいること、今後の計画に対しましても心強く感じました。今後とも、受け入れ環境の整備については地元地域と相談を行いながら、よりよい形で整備が行えるようよろしくお願いいたします。

次に、その環境整備を行った交流拠点を生かしていくことがポイントとなってくると
思います。ソフト面での取り組みの状況と今後どのような形にしていくのか、手法を含
めてその計画をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業観光課長。

○産業観光課長（木原浩一） ソフト面での取り組みといたしまして、本年度は日本遺産
を歩いて楽しんでいただくための湯屋谷散策マップや、地域特有の景観、行事、歴史な
どを広く発信するためのPRビデオの作成を進めているところでございます。

また、外からも訪れていただける交流行事への発展を目指して、地域住民や大学生の
ボランティア、町が協力して新しい灯籠を手づくりし夏の夜を明かりで彩るやんたん灯
りまつりを開催するなど、新たなにぎわいづくりの取り組みを始めております。

今後におきましても、地域の歴史や伝統を大切にしつつ、明かりをさまざまに活用す
るなど、新しい魅力を付加して来訪者が楽しみながら歴史や文化に触れられる企画を展
開し、また、整備を進める永谷宗円生家や茶工場の活用策を講じるために、地域住民や
関係団体の輪をさらに広げ、大学生など多様な人材の力もかりながら取り組んでまい
りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 浅田君。

○5番（浅田晃弘） ありがとうございます。

来訪者が楽しみながら歴史や文化に触れられる企画の立案、実施、地元湯屋谷区民や
関係団体が知恵を出し合って整備を行う施設の活用方法を探っていくなど、今後行われ
るソフト面の取り組みに対しまして大いに注目をしていきたいと思います。「お茶の京
都」事業の重点的交流拠点として、歴史的資源を生かした環境整備を今後もしっかり行
っていただき、地域活性化事業の成功例として全国に胸を張れるモデルとなっていだ
き、行ってみたいまち、また訪れたいまちになるよう、よろしくお願いいたします。

また、今事業が一過性のものでなく、「お茶の京都」事業実施年度以降もこの取り
組みを生かしていただき、全庁において地域の特性を生かした地域活性化事業を展開し
ていかれるよう要望し、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田中 修） これで、浅田晃弘君の一般質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によりましてあらかじめ延長いたします。

引き続きまして、6番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） 大変お疲れのところだと思いますけれども、私が最後でございま
すので、もうしばらくご辛抱しておつき合い願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして、6番、原田周一が質問させていただきます。

まず、防災対策、特に避難所の安全対策についてであります。

過日発生した熊本地震では、大変大きな被害が発生したことは記憶に新しいことではありますが、中でも熊本県益城町では、新耐震基準の家が99棟も倒壊していたというニュースが話題になりました。

南海・東南海地震がいつ発生するかの話題がある中、本町での避難所の安全対策についてお尋ねいたします。

本町では、指定避難場所として、住民グラウンドをはじめ小・中学校のグラウンド、各地区公園、広場などが指定され、また、避難所としては、各小・中体育館、住民体育館、奥山田ふれあい交流館、JA宇治田原支店が指定されていますが、先ほどの熊本地震において、構造体の被害だけでなく非構造部材の損傷により、避難所となった熊本県内の公立学校、耐震223校のうち、その3分の1の73校で体育館が使用できない状況が発生しました。新耐震基準あるいは耐震補強済みの学校施設では、軽微な損傷にとどまるところが多かったようですが、体育館では、外壁の落下をはじめ非構造部材の窓の脱落、天井、照明の脱落やずれなど大きな被害が出たと聞いております。

本町での避難所の耐震及び安全点検の現状についてどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 震災が発生した場合は、建物の倒壊や火災の危険がない場所に立地します小・中学校のグラウンドや住民グラウンドなど、災害時に身を守るため住民が緊急に立ち退き避難する場所として、指定緊急避難場所を本町地域防災計画で指定を行っているところでございます。

したがって、地震災害が発生した場合は、人命の安全を確保するため、被害の状況により、時期を失することなく避難勧告等を発令することにより迅速な避難を確保し、住民の安全を確保する必要があります。また、災害時に立ち退き避難した住民が生活する施設として、小・中学校の体育館や住民体育館等を指定避難所として地域防災計画で指定をしているところでございます。

地震の規模によれば、ご質問にもありました窓の脱落や天井、照明器具が落下しないとは限らないのが現状であると考えます。そのためにも、避難の際には施設の安全の確認が重要となってまいります。

本町といたしましても、有事の際に被災者の方々が安心・安全な生活が過ごせますよ

う、非構造部材を含めた避難所内部の耐震対策も検討してまいりたいと考えています。いずれにいたしましても、安全で安心な公共施設等の整備を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、防災対策の2回目、質問です。

近年、地震、土砂災害、豪雨災害など大規模災害が、全国各地で発生している状況です。本町においても、平成24年の京都府南部豪雨災害や平成25年の台風18号災害など、大きな被害が発生しました。地震災害も南海トラフ巨大地震など、いつ発生するかわからないのが現状であると思います。

先ほど申し述べましたとおり、4月の熊本地震において、非構造部材（つり天井、照明、バスケットゴールなど）の耐震対策の未実施により多くの被害が報告されています。災害対策基本法では、指定緊急避難場所は災害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として安全性などの一定基準を満たす施設または場所を市町村長が指定する。また、指定避難所は災害の危険性があり、避難した住民などを災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定するとあります。

そこで今後、本町では避難所である体育館などの安全確保をどのように考えていくかお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） ご質問のとおり、いつ、どこで大規模災害が起きるのかわからないのが現状であり、過去の大規模災害を教訓として防災・減災対策を講じる必要があると考えているところでございます。

本町といたしましても、災害時に住民の安心・安全を確保することは、最重要課題であると考えているところでございます。そのためにも、避難所の施設内部の安全点検を実施することは、被災者の安全を確保する上で欠かせないことだと認識しているところでございます。

今後、本町地域防災計画で指定避難所として指定しています小・中学校の体育館や住民体育館などにつきまして、防災上の観点からも総合的に点検し、施設管理者が日ごろから危険箇所の把握に努めるなど、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） ただいま、予算の時期でもございますので、総務の防災担当中心に各諸課の施設管理者に、しっかりとそのあたりの予算管理含めて日ごろの点検、住民さんの生命、財産にかかわることでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2問目の福祉政策、介護施設の進捗状況についてお尋ねします。

朝から谷口議員からも質問があつて重複はしていると思うんですが、その辺よろしくお願ひいたします。

小規模特別老人ホームの整備については、23年12月に一般質問させていただいて以来、要望してきており、第6期高齢者介護・福祉計画に29年度事業開始との計画がなされたところですが、その進捗状況については、これまで議会において他議員も含めて何度か質問し、また報告も受けておりますが、23年春以降進んでいないと聞いております。23年当時、特別養護老人ホームへの本町の入所者は56名で、町内施設の入所者は41名、山城北管内入所者11名、管外入所者4名との答弁を受けており、特別養護老人ホームについては、山城北管内では24年度以降2つの施設整備の計画があるとのことで、現行の20施設と合わせても待機者解消は厳しい状況で、本町の待機者解消まで至らないのが現状との認識を示されております。

また、29年度には入所希望者が多くなり、待機者の増加も予想されるとのことでしたが、住民の方がその整備について待ち望んでおられる中、現在において各施設への入所者数及び町内の待機者の状況についてお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 青山介護医療課長。

○介護医療課長（青山公紀） 小規模特養老人ホームの整備につきましては、谷口議員の質問でもお答えさせていただき、また、これまでの議会において経過を説明させていただいたとおり、平成28年春以降も定期的に協議を重ねてまいりましたが、進んでいないのが状況でございます。

住民の方の介護老人福祉施設（特養）への入所状況でございますが、京都府が取りまとめられた平成27年度（平成28年2月）の状況では、山城北圏域内施設の利用者は70名、うち町内施設利用者は48名、山城北圏域内施設利用者は22名、京都府内圏域外施設利用者は2名ということでございます。そして他府県施設利用者は1名という状況で、合計73名の方が特養施設を利用されている状況でございます。

また、特養への入所申し込み者数につきましては、同じ京都府が取りまとめられた平成28年4月の状況では、要介護1から5の方の申し込み者数は60名でございます。

うち要介護3から5の方の申し込み者数は41名でございます。

町内の特養施設の入所申し込み者数についても、平成28年11月末現在、要介護3から5の方の申し込み者数は44名おられます。平成28年4月と比較しますと、春以降3名増加しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 先ほどからの答弁にもありますように、入所待機者につきましては年々増加していることがよくわかりました。

京都府では、高齢者福祉計画において、圏域ごとの総定員数や施設の整備状況、介護保険施設の整備などを総合的に勘案し、整備を推進されております。過去何度も申し上げます老老介護、認認介護など、介護における状況は待ったなしと言わざるを得ません。介護サービス、また福祉サービスを組み合わせた地域包括ケアのより一層の推進はもとより、住みなれた地域で安心して介護サービスが受けられる環境整備は、本町の現状からもその必要性は高いと考えます。

平成27年度から29年度の第6期高齢者介護・福祉計画では、平成29年度のサービス開始では利用人員29名で8,600万円ほど見込まれた計画になっています。仮に第6期の計画期間内にサービス提供ができないことが起こったケースにおいては、29年度中に見直される第7期高齢者介護・福祉計画で整備する計画はあるのでしょうか。また、その場合、第6期計画の8,600万円は次期繰り越しとなるのかお聞きいたします。担当課におかれましては、強い決意をもってこの事業を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 青山介護医療課長。

○介護医療課長（青山公紀） 現計画では、地域密着型小規模特別養護施設サービス提供に係る費用を約8,600万円と見込み、利用人員を29名として計画を立てております。仮に、第6期の計画期間内にサービスを提供できなかったことが起こったケースにおいて、平成29年中に見直しされる第7期高齢介護・福祉計画で整備する計画であるかとのご質問でございますが、現時点では、先ほど町長よりご答弁させていただきましたとおり、入所申し込み者やその家族そして住民の方の思いに応えられるように、第6期の計画期間中には整備に着手できるよう努力し、そして一日でも早く開設できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 先ほど、町長は谷口議員の質問に対し、先頭に立って実現努力していくとの決意を述べられました。ぜひ早期実現のため適切な施策を講じ、実現への努力をお願いいたします。

それでは最後に、高校生通学補助、全額補助についてご質問いたします。

高校生通学補助の件に関しては、保護者の経済的負担の観点から、過去からその増額に対して要望してきましたが、さきの決算委員会において、全額補助すべきとの意見が多く、附帯意見をつけて認定すべきとの結論が出され、その内容については、定住・移住施策及び子育て支援のさらなる充実・強化は本町の喫緊の課題である、保護者の経済的負担を実質100%軽減する制度とするため、補助率を10分の10に引き上げるなど速やかに見直し検討を行うこととの意見であります。

そこでお尋ねしますが、全額補助をしたケースでは、現状の年間実績から幾らの増額になるのかお尋ねいたします。また、教育委員会としての考えについても、あわせてお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 事業に要する額でございますが、平成27年度の決算額は1,350万4,300円でございます。定期券利用者に対する補助算定に当たりまして、初乗り運賃を控除せずに全額補助した場合には、約2,500万円となるものと想定しております。なお現在、送迎、回数券など利用して通学している生徒に対しましても全額補助とするとなった場合では、約3,700万円となると想定しているところでございます。

今後、予算協議において高校通学費補助金交付要綱の見直しを含め検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） ただいまの答弁では、平成27年度の決算額は1,350万4,300円で、定期券利用者の算定では初乗り運賃を控除せずに全額補助した場合には約2,500万円となるものとの想定で、全生徒の全額補助となると約3,700万円となると想定されることのお答えでした。また、予算協議において高校通学費補助金交付要綱の見直しを含め検討を行っていくことですので、教育委員会におかれましては、初乗り運賃を控除しない算定方法など、住民にわかりやすい要綱への検討をお願い

いたします。

町長は、先ほど2期目への意欲について、9月議会の答弁よりも一步踏み込んで近いうちに支持者と相談の上態度表明するとのことですが、第5次総計に掲げる大型事業、また人口減少問題など、難題が山積していますが、それらをやり遂げる責任があると思います。

私は、特に人口減少においては、高校生になったの通学定期の問題も、過去から一因であると申し上げてきました。現在高校生を持っている、またこれから高校生になる保護者の経済的負担など、議会での附帯意見をしっかりと吟味していただいた予算になるよう切望して、この質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は全部終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 4時49分

再 開 午後 6時42分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事日程の追加についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程（第2号の追加1）を本日の日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、配付のとおり日程を追加して議事を進めます。

◎請願第2号の取り下げについて

○議長（田中 修） 日程第1、請願第2号の取り下げについてを議題といたします。

本件は、請願第2号、高校生通学バス代の全額補助を求める請願について、請願人から取り下げたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第20条の規定により、申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、請願第2号の取り下げは、承認する

ことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決し
ました。

次回は12月20日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願
い申し上げます。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 6時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 谷 口 重 和

署 名 議 員 谷 口 整